

# 第四次沖縄県 生涯学習推進計画

令和4年度～令和13年度



～持続可能な

生涯学習社会の実現を目指して～

令和5年3月  
沖縄県



## あ い さ つ

はいさいぐすーよー、ちゅうがなびら。

沖縄県では、「新・沖縄 21 世紀ビジョン」の基本計画をもとに、「多様な学びの享受に向けた環境づくり」として、学びと生きがいを支える多様な生涯学習環境の充実等に取り組んでおります。



人生 100 年時代や Society5.0 など、社会が大きく変化する中であって、今後より多様で複雑化する課題と向き合いながら、誰ひとり取り残すことなく、一人ひとりが豊かな人生を送り、持続可能な社会を創るには、ICTなどの新しい技術も活用しつつ、全ての人が生涯にわたって主体的に学び続けることが必要です。また、学んだ成果を社会や地域の課題解決等に生かすことができる生涯学習社会の実現に強い期待が寄せられています。

国においても、平成 30 年に「第 3 期教育振興基本計画」を策定し、2030 年以降の社会を見据えた教育指針を示すとともに、令和 2 年 9 月、第 10 期中央教育審議会生涯学習分科会において「多様な主体の協働と ICT の活用で、つながる生涯学習・社会教育～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～」と題して、多様な主体との協働や ICT の活用による新しい時代の生涯学習の在り方が提示されました。

県では、これまで、平成 28 年度に定めた「第三次沖縄県生涯学習推進計画」（後期）に基づき、生涯学習の推進に向けた各種施策を展開してきたところですが、こうした国の動きや社会情勢の変化に対応するため、「新・沖縄 21 世紀ビジョン」や「沖縄県教育大綱」「多様な人材育成に関する万国津梁会議」等の趣旨も踏まえつつ、第 7 期沖縄県生涯学習審議会の答申を受け、このたび、新たに「第四次沖縄県生涯学習推進計画」を策定いたしました。

今後とも、県民の皆様をはじめ、市町村、関係機関・学校・地域社会等と連携し、持続可能な生涯学習社会の実現を目指して取り組んでまいりたいと考えておりますので、一層の御理解と御支援をお願い申し上げます。

ゆたさるぐとう、うにげーさびら。

令和 5 年 3 月

沖縄県知事 玉城 デニー

## 第四次 沖縄県生涯学習推進計画

### 第 1 部 生涯学習推進計画の基本的な考え方

#### 第1章 生涯学習推進計画の策定について

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の基本方向	1
第4節 計画の期間	2
第5節 計画の構成	2

#### 第2章 生涯学習推進の基本方向

第1節 生涯学習とは	3
第2節 生涯学習・社会教育をめぐる状況	4
第3節 基本目標	6
第4節 推進の方向性	6
第5節 生涯学習推進体制の整備	7

### 第 2 部 生涯学習推進の具体的取組

#### 第1章 生涯にわたる学びの機会の充実

第1節 家庭教育の充実	9
第2節 包摂的な生涯学習機会の提供	10
第3節 多様な体験・交流活動の場の充実	12
第4節 健康づくり、スポーツ活動の推進	13
第5節 文化活動の推進	14
第6節 国際交流・協力の推進	15
第7節 ボランティア活動の推進	17
第8節 職業に関連した学習機会の提供	18

#### 第2章 学びを高めるつながりづくり

第1節 多様な主体との連携・協働の推進	19
第2節 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	21

#### 第3章 学びを生かした地域づくり

第1節 地域を核とした連携による「地域コミュニティづくり」	22
第2節 学びの成果を生かす取組の推進	23
第3節 人と自然が共生するまちづくり	24
第4節 歴史・文化を生かしたまちづくり	25
第5節 福祉と安全のまちづくり	26
第6節 男女共同参画の推進	28

## 第 3 部 生涯学習推進体制及び学習環境の整備

### 第1章 社会教育施設の充実強化

第1節 図書館と読書活動	3 0
第2節 青少年教育施設と体験活動	3 1
第3節 公民館・公民館類似施設の充実	3 2
第4節 博物館・美術館の活用	3 3
第5節 その他の生涯学習関係施設	3 4

### 第2章 生涯学習推進センターの充実強化

第1節 生涯学習推進センター機能の一層の充実	3 7
第2節 生涯学習推進センターのプラットフォームの構築	3 7

### 第3章 ICT 等技術の活用

第1節 デジタル社会において必要なりテラシー・スキルの向上	3 9
第2節 デジタル社会における学びの充実	4 0
第3節 デジタル社会における学びの仕組みの構築	4 2
第4節 デジタル社会の障壁への対応	4 2

### 第4章 学びを支える人づくり

第1節 社会教育主事有資格者の養成及び市町村における社会教育主事の配置	4 4
第2節 家庭教育支援者の養成・スキルアップ	4 4

### 第5章 生涯学習・社会教育関係機関の充実や連携・協働

第1節 大学等高等教育機関との連携	4 6
第2節 民間教育機関・企業・NPO 等との連携	4 6
第3節 社会教育関係団体との連携による青少年育成・地域活性化	4 7

# 第1部 生涯学習推進計画の基本的な考え方

## 第1章 生涯学習推進計画の策定について

### 第1節 計画策定の趣旨

人生100年時代や Society5.0\*1など、社会が大きく変化する中であって、今後より多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人ひとりが豊かな人生を送るには、ICTなどの新しい技術も活用しつつ、生涯にわたって主体的に学び続ける必要がある。

また、「持続可能な生涯学習社会の実現」を図るためには、家庭、学校、地域、職場における多様な学びの機会を関係部局・機関との連携によって充実させることがより一層求められている。

そのため、本県の生涯学習における今後の具体的な施策、事業を展開するにあたって、「第四次沖縄県生涯学習推進計画」を策定するものである。

### 第2節 計画の性格

- (1) この計画は、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」に掲げる将来像の実現に向け、総合行政として県の全部局が一体となって生涯学習を推進するための基本方針とするものであり、「沖縄県教育振興基本計画」をはじめとする各種計画との整合を図っている。
- (2) この計画は、県、市町村、関係団体等の役割を明らかにし、行政、学校、家庭、地域住民、様々な関係団体が連携・協力して全県的に生涯学習の推進を図る指針とするものである。

### 第3節 計画の基本方向

- (1) 教育基本法第3条「生涯学習の理念」及び第13条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」を重視し、「学校教育」と「社会教育」の連携を強化する。

---

\*1 Society 5.0 我が国が目指すべき未来社会として、第5期科学技術基本計画(H28.1閣議決定)において、国が提唱したコンセプト。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く社会であり、具体的には、「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」と定義される

- (2) 国の「教育振興基本計画」(平成30年6月策定)、「第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理 多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育 ～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現～」(令和2年9月)及び「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理 ～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支え合う生涯学習・社会教育に向けて～」(令和4年8月)を基本的な柱とする。
- (3) 「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」(令和4年5月)、「沖縄県教育大綱」(令和4年12月)及び「沖縄県教育振興基本計画」(令和4年7月)との整合性・連動性を図る。
- (4) 令和2年度「多様な人材育成に関する万国津梁会議」最終報告(令和3年3月15日)及び令和3年度「多様な人材育成に関する万国津梁会議」最終報告(令和4年3月29日)の内容を踏まえる。
- (5) 沖縄県社会教育委員の会議(答申)「新しい地域づくりの担い手の育成に向けて～今後の青少年教育施設の在り方について～」(令和3年3月)の内容を踏まえる。
- (6) 第七期沖縄県生涯学習審議会(答申)「新しい時代の生涯学習の広がりと充実に向けて～生涯学習の機会の促進等について～」(令和4年6月)の内容を反映させる。

#### 第4節 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和13年度までの10年間とする。  
なお、社会情勢や教育を取り巻く状況の変化等に対応するため、5年後を目途に必要な応じて見直しを検討する。

#### 第5節 計画の構成

本計画は、「総論」として第1部で生涯学習の推進に向けた考え方や方向性を示し、「各論」として第2部で各部局が行う「具体的取組」について、第3部で「具体的取組」を効果的に展開するための体制及び学習環境の整備についてまとめた3部で構成されている。

- 第1部 生涯学習推進計画の基本的な考え方
- 第2部 生涯学習推進の具体的取組
- 第3部 生涯学習推進体制及び学習環境の整備

## 第2章 生涯学習推進の基本方向

### 第1節 生涯学習とは

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられている。

また、教育基本法第3条において、生涯学習の理念として、「国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と明記されている。

昨今、「人生100年時代の社会人基礎力」、「生涯の学びを支える力」とも言われる「非認知能力」\*2の重要性が認識されてきており、それぞれの学びの場や機会において育成されることが求められている。

#### （家庭での学び）

教育基本法では、「第10条 家庭教育」を設けて、父母その他の保護者が、子の教育について第一義的な責任を有することや、国や地方公共団体の役割として保護者に対する学習機会の提供・支援について明記している。

子どもの基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につける上で、家庭教育は重要な役割を担っており、行政による家庭教育支援の充実が求められている。

#### （学校での学び）

生涯学習における学校教育の役割は、学習者が生涯にわたって、能動的に学び続けることができるようにするための基礎を培うことである。

学校教育においては、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」の育成をとおして、生涯学習の基礎的な資質である「生きる力」を育むことが求められている。

#### （地域での学び）

多くの地域において、人口減少による活力低下や様々な課題がある中、人々が安心して心豊かな生活を送ることができる地域づくりが求められており、その実現のためにも地域における豊かな学びの機会が重要である。

---

\*2 非認知能力 非認知能力とは、主に意欲・意志・情動・社会性に関わる3つの要素(①自分の目標を目指して粘り強く取り組む、②そのためにやり方を調整し工夫する、③友達と同じ目標に向けて協力し合う。)からなる  
中央教育審議会 初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会(2021. 7. 14)



また、地域住民が、学びを通じて市民意識を高め、必要な知識・技術等を身につけ、その成果を社会参画や社会貢献の活動につなげていけるようにするための実践的な学習機会の提供が重要である。

### (職場での学び)

職場においては、職業人としての資質向上や安全衛生教育、自己啓発活動への支援等の学習活動を推進することが重要であり、勤労者が生き生きと働き、生活することができるような環境整備を図る必要がある。

### (社会人の学び直し)

社会の変化の激しい時代においては、社会人となった後も、新たな知識や技能、教養を身につけることが重要である。特にマルチステージの人生では、職場や職種の変換を経験する機会も増える可能性が高まるため、社会人の学び直し(リカレント教育)の推進がより一層求められている。

## 第2節 生涯学習・社会教育をめぐる状況

### (1) これまでの計画との関連

「第一次沖縄県生涯学習推進計画」(平成7年度～13年度)は、「心豊かな生涯学習社会“おきなわ”」を形成するための基本的な考え方、施策の方向を示したものである。

「第二次沖縄県生涯学習推進計画」(平成14年度～23年度)は、第三期沖縄県生涯学習審議会の「生涯学習時代における開かれた教育のあり方について(平成13年9月)」に基づき、「潤いと生きがいのある生涯学習社会“おきなわ”」の形成を目指して、より具体的な施策、事業を盛り込んだ各論的な計画であった。

「第三次沖縄県生涯学習推進計画」(平成24年度～33年度)は、これまでの計画及び第五期沖縄県生涯学習審議会の「時代の変化に対応する本県生涯学習施策(第三次生涯学習推進計画)の方向性について～学校・家庭・地域住民等の連携をとおした地域コミュニティづくり～」(平成23年11月)を受けて、施策の方向、取組を盛り込んだ計画であった。

また、第六期沖縄県生涯学習審議会の第一次提言(平成28年7月)及び第二次提言(平成28年11月)を受け、平成29年3月に「第三次沖縄県生涯学習推進計画(後期)」を策定した。

今回の「第四次生涯学習推進計画」は、第七期沖縄県生涯学習審議会(答申)「新しい時代の生涯学習の広がり」と充実に向けて～生涯学習の機会の促進等

について～」(令和4年6月)等を受け策定したところである。

## (2) 国の方向性

○「第3期教育振興計画」(平成30年6月)では、生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目し、「生涯学び、活躍できる環境を整える」を方針のひとつに掲げ、次の4つを教育政策の目標とした。

1. 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進
2. 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進
3. 職業に必要な知識やスキルを、生涯を通じて身につけるための社会人の学び直しの推進
4. 障害者の生涯学習の推進

○第10期中央教育審議会生涯学習分科会では、第9期の「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」(平成30年12月21日)を踏まえつつ、人生100年時代やSociety5.0など、社会の変化や課題を踏まえた新しい時代の生涯学習の在り方などが議論され、令和2年9月「多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～」として、学びの活動をコーディネートする人材の育成や活用、個人の成長と社会の発展につながるリカレント教育などを推進方策としている。

○第11期中央教育審議会生涯学習分科会では、令和4年8月に、「～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支え合う生涯学習・社会教育に向けて～」において、生涯学習・社会教育が果たしうる現代的な役割を明確にするとともに、社会教育の担い手となる社会教育主事・社会教育士や公民館の社会教育施設に関する今後必要と考えられる振興方策等について次のとおりとし、整理を行っている。

1. 公民館等の社会教育施設の機能強化
2. 社会教育人材の養成、活躍機会の拡充
3. 地域と学校の連携・協働の推進
4. リカレント教育の推進
5. 多様な障害に対応した生涯学習の推進

## (3) 本県の状況

生涯学習に関する施策を総合的に推進するため、知事を本部長、副知事を副本部長とする「沖縄県生涯学習推進本部」を設置している。本部では、生涯学習に関連する事業の総合調整、奨励及び普及に関すること等を行うとともに、これまで三次にわたる沖縄県生涯学習推進計画を策定してきた。

また、県民の学習ニーズに応える学習機会の充実を図るため、「沖縄県生涯学習推進センター」において、生涯学習に関する支援、相談、研修等を行っている。

さらに、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査するために「沖縄県生涯学習審議会」を、社会教育に関する諸計画の立案や研究調査するために「沖縄県社会教育委員の会議」を設置している。

加えて、生涯学習に関する県民意識調査を5年に1度実施し、県民のニーズを施策へ反映できるよう努めている。

#### (4) 市町村の状況

市町村における状況としては、生涯学習推進体制組織の設置率\*3は、令和4年2月時点で77%(平成28年より6ポイント増)となっている。

今後、各市町村において生涯学習を推進するためには、社会教育行政が地域の多様な主体と、より積極的に連携・協働して取組を進めていく「ネットワーク型行政」を実施するための環境整備が必要である。

### 第3節 基本目標

「持続可能な生涯学習社会の実現を目指して」

2015年9月の国連サミットにおいて採択された、「持続可能な開発目標」(SDGs)は、地球上の「誰一人として取り残さない(leave no one behind)」をテーマに、持続可能な世界を実現するための国際目標が定められた。この目標は、誰一人として取り残さない「包摂性」やすべてのステークホルダーが役割を持つ「参画性」、社会・経済・環境に統合的に取り組む「統合性」等が特徴とされている。また、17の目標のひとつに「全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが挙げられており、本県においても「持続可能な生涯学習社会の実現」を基本目標として取り組むこととした。

### 第4節 推進の方向性

前節で掲げた基本目標に向けて取り組むにあたっては、社会の激しい変化への対応や障害のある人や高齢者も含めたすべての人々が、いつでも、どこでも学ぶことができる生涯学習社会の実現を念頭に、以下の4つの方向性で推進する。

---

\*3 生涯学習推進体制組織の設置率

設置率は、各市町村の調査項目(7つ)の達成状況で、全41市町村平均達成率である。

- 項目： ①主管課の設置、②推進本部等の有無、③答申等の有無、  
④生涯学習振興計画等の策定、⑤生涯学習中心施設等の有無、  
⑥教育の日の設定、⑦フェスティバル・シンポジウム等の実施(文科省の調査項目と同様)

#### (1) 新しい時代の生涯学習社会の構築

人生 100 年時代を踏まえたマルチステージ(多様で豊かな生き方・暮らし方 ICT (情報通信技術)等の先端技術を取り入れた Society5.0、誰一人として取り残さない「持続可能な開発目標」(SDGs)など社会の変化や課題を踏まえた新しい生涯学習社会の構築を図る。

#### (2) 生涯学習の現状の調査・分析

社会の激しい変化や多様な生涯学習の現状を捉えるために、「生涯学習審議会」「社会教育委員の会議」「学校・家庭・地域の連携協力推進事業推進委員会」「おきなわ県民カレッジ運営委員会」等を活用し、委員である有識者や社会教育・生涯学習関係者による調査・分析等を行う。

#### (3) 総合的な教育施策としての生涯学習の推進

教育基本法に定める生涯学習の理念の実現に向け、学校教育と社会教育を通じた包括的で一貫した教育施策として生涯学習を推進していく。

#### (4) 市町村及び関係機関との連携・協働による生涯学習の推進

「いつでも」「どこでも」「誰でも」学べる生涯学習社会を実現するため、市町村等の行政、学校や大学、社会教育関係団体、民間教育機関、企業、NPO 等多くの関係機関・団体等と更なる連携・協働を推進する。

今後は、これらの県や市町村及び関係機関・団体等が培ってきた取組や情報を沖縄県生涯学習推進センターに集約し、学習情報等を発信する仕組みの強化を図る。

また、情報共有を継続的に行い、市町村及び関係機関・団体等の「よさ」を生かした新たな連携・協働や島しょ性等の地域性も踏まえた生涯学習推進体制を構築する。

### 第5節 生涯学習推進体制の整備

#### (1) 県の役割

県の役割は、県民の生涯にわたる学習を県全体として推進することである。そのためには、県主催事業を実施するほか、市町村、その他関係機関への支援、相互協力を行う必要がある。

- 新しい時代の要請に応える生涯学習推進体制の整備
- 生涯学習推進本部や事務局体制の活性化
- 生涯学習推進センターの機能充実、強化
- 様々な関係機関が行っている学習情報等を発信する仕組みの強化
- 生涯学習推進ための人材育成

## (2) 市町村の役割

市町村の役割は、当該市町村民の生涯にわたる学習を当該市町村全体として推進することのほか、各公民館、その他関係機関の支援、相互協力を行う必要がある。

- 市町村における生涯学習推進体制の整備
- 住民のニーズに沿った学習機会の提供
- 県行政、関係機関、民間(企業等)とのネットワーク構築
- 生涯学習推進ための人材育成

## (3) 関係機関との連携

生涯学習の推進体制を構築するためには、県、市町村、学校、大学等高等教育機関、社会教育関係団体、民間教育機関、企業、NPO 等の関係機関との連携を強化し、多様な生涯学習を支援する支援者、「学び」を支える指導者、人材の育成や活用等について、協議を行う必要がある。

## 第2部 生涯学習推進の具体的取組

### 第1章 生涯にわたる学びの機会の充実

社会の変化に対応しながら、健康で生きがいのある生活を送るために、誰もが、いつでも、どこでも、生涯をとおして学ぶことができるよう、学びの機会の充実を図る必要がある。

#### 第1節 家庭教育の充実



家庭教育は、保護者が子どもに対して行う教育のことであり、全ての教育の出発点である。

子どもの基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につける上で、家庭教育は重要な役割を担っている。

##### (現状と課題)

- 近年の子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、家庭や地域の教育力が低下し、子どもたちの生きていく上で基本となる生活習慣やしつけ、倫理観や社会性が十分育まれていない現状がある。
- 子どもの基本的な生活習慣の確立、規範意識の醸成に向け、教育機能の充実を図るとともに、家庭や地域が主体的に取り組む教育の諸課題について、学校、行政が支援する仕組みを構築する必要がある。

##### (施策の方向と主な取組)

###### ① 家庭教育支援活動の充実

子どもたちの健やかな育ちを支え、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域において主体的に家庭教育支援の取組を行う「家庭教育支援チーム」の各市町村教育委員会等への設置を促進するとともに、家庭教育支援者等の地域における人材を活用した支援の充実に取り組む。

また、幼児期から、自己肯定感や協同性といった非認知能力の育成が重要であることから、講座や研修会をとおして保護者等への理解を深めるとともに保護者自身の非認知能力を養う。

- ◆家庭教育支援者の養成
- ◆家庭教育講座の開催

## ② 家庭教育に関する相談体制の充実

多様化・複雑化する家庭からの相談に対応するための相談員等の資質向上に加え、保護者や子どもが気軽に相談できる体制の充実に取り組む。

- ◆親子電話相談の実施
- ◆親子電話相談員研修会の開催

## ③ 広報活動の充実

県民が家庭教育支援に対する理解を深めるため、引き続き、や～なれ～運動\*4を推進するなど、広報活動等の充実に取り組む。

- ◆ウェブサイト「まなびネットおきなわ」を活用した情報発信
- ◆「夢実現『親のまなびあい』プログラム」冊子版のデータ提供

## 第2節 包摂的な生涯学習機会の提供



「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会を目指す過程において、一人ひとりが排除されたり差別されたりすることなく、社会の一員として認められ、個性を発揮し、幸せに生活できるように社会全体で取り組むことが重要である。そのためには、社会的に孤立しがちな人々、特に、様々な困難を抱える家庭や子どもたち、外国人、ひきこもりなど問題を抱える者、高齢者、障害のある人等に対して、地域や家庭及び教育、医療、雇用など各分野の関係機関等と連携し、誰もが共に学び合う場や機会の充実を図ることが必要である。

### (現状と課題)

- 障害のある人を含め、誰もが積極的にスポーツ・レクリエーション、文化芸術活動等を楽しめるよう、情報発信、活動支援、拠点づくりなどの環境整備を市町村や地域・関係者と連携して推進する必要がある。
- 高齢者自らが生きがいをもって地域と関わりながら、生活する社会を構築するため、高齢者の自主的な取組を支援するとともに、地域活動等へより多くの高齢者が参加できるような取組が必要である。
- 本県は、ニートや不登校の比率が全国と比べて多い状況にあり、ひきこも

#### \*4 や～なれ～運動

- 1 「や～なれ～る ふかなれ～」 沖縄の黄金言葉（くがにことば）「家庭のしつけや習慣が、外に出たときの鏡（かがみ）となる」が名称の由来
- 2 家庭教育の必要性、重要性を伝える啓発活動を充実させ、家庭教育に取り組む環境を学校・家庭・地域が一体となり整えるための運動

り、いじめ問題も含め、これらの社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども、若者について、地域や家庭及び教育、医療、雇用など各分野の関係機関等が連携し総合的に支援する体制を整備する必要がある。

### (施策の方向と主な取組)

#### ① 障害のある人の生涯を通じた学習活動の支援

障害のある人の生涯学習については、障害の特性や合理的配慮についての学びをとおして、障害に関する理解を促進し、障害のある人の学習機会の充実に向けた環境づくりを進める。特に、学校と地域が連携・協働のもと、障害のある子どもの成長を地域ぐるみで支え見守る体制の推進と、学校から学校卒業後の社会参加・参画において、切れ目のない支援体制構築による学習の機会やスポーツ文化活動の機会を促進していく。

- ◆学校教育における交流及び共同学習の推進
- ◆学校卒業後における障害のある人の学びの場づくり
- ◆生涯学習分野における合理的配慮の推進
- ◆障害のある人の個別ニーズを踏まえた、学びに関する相談支援体制の整備
- ◆障害のある人のスポーツ及び文化芸術活動の推進
- ◆企業及び障害者就業・生活支援センター等との連携による働く場の推進
- ◆デジタル社会におけるアクセシビリティ\*5指針に基づいた情報保障と学びの機会均等の推進

#### ② 高齢者の多様な活動支援

活力ある高齢社会の実現に向けて、豊富な経験や知識、技術を持った高齢者の社会参加活動を促進するとともに、高齢者が地域社会を支える一員となるように、地域活動やスポーツ・文化活動など多様な活動の支援に取り組む。

- ◆かりゆし長寿大学校の運営
- ◆老人クラブ等の活動支援
- ◆シルバー人材センター等への支援

#### ③ 在住外国人等への支援及び外国人児童生徒への学習機会の提供

地域社会や公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団等と連携し、多言語や「やさしい日本語」による情報発信、在住外国人の地域社会参画への支援等に取り組む。また、公立学校における日本語指導が必要な児童生

---

\*5 アクセシビリティ：高齢者や障害の有無などにかかわらず、すべての人が容易に機器・サービスを円滑に利用し、開かれた情報通信の世界へアクセスできること



徒への効果的な指導法の構築と受け入れ体制の充実を図る。

- ◆県立学校への日本語指導 ICT 機器（翻訳機）の配布
- ◆専門家による講演会等の実施
- ◆日本語指導教員の配置

④ ひきこもり支援の推進

ひきこもりの状態にある方やその家族が必要な支援が受けられるよう、専門相談窓口の周知や当事者が相談しやすい環境づくりに取り組む。

- ◆ひきこもり相談窓口の周知

⑤ 人権教育の推進

学校教育及び社会教育を通じて、互いの個性を認めあい、人権が尊重される社会づくりに向けて、人権意識の高揚・啓発に取り組む。

- ◆人権教育講演会や研修会の開催
- ◆「人権の日」、「人権週間」の普及・啓発

### 第3節 多様な体験・交流活動の場の充実



体験活動は、人づくりの「原点」とも言われ、直接自然や人・社会等と関わる活動を行うことにより、五感を通じて何かを感じ、学ぶ取組を広く包含している。少子化や核家族化、デジタル化が進む中で、リアルな体験活動や交流活動がより重要視されている。

#### （現状と課題）

- 地域社会や家庭を巡る問題が深刻化している中、多様な価値観を持った人々との交流や体験の減少等を背景として、子どもたちの規範意識や社会性、自尊意識に関する課題等が指摘されている。
- 豊かな心と生まれ育った地域に誇りをもつ健全な青少年を育成していくため、多様な体験・交流活動をとおしてより多くの人々と触れあう機会の充実を図る必要がある。

#### （施策の方向と主な取組）

- ① 多様な学習機会の創出及び提供  
県民が地域の自然環境、歴史、文化等に親しむとともに、本県の魅力に対する認識を深める中で、様々な課題等について、主体的に学べるよう、学校・地域における自然体験学習や読書活動等の多様な学習活動の充実に取り組む。

- ◆御万人すりていクリーン・グリーン・グレイシャス(CGG)運動の推進
- ◆「子ども読書の日」記念事業、「文字・活字文化の日」記念事業の実施
- ◆沖縄の自然・歴史・文化・芸術と結びついた体験学習の実施

## ② 社会教育施設等における活動の推進

幅広い世代の住民が交流し、その地域の身近な学習の場として多様なニーズに応えられるよう、公民館、図書館、青少年教育施設等の地域のコミュニティの核となる社会教育施設の学習環境の充実に取り組む。

- ◆青少年教育施設における各種体験活動の実施
- ◆「子ども読書の日」記念事業、「文字・活字文化の日」記念事業の実施
- ◆沖縄の自然・歴史・文化・芸術と結びついた体験学習の実施

## 第4節 健康づくり、スポーツ活動の推進



心身ともに健康であることは、豊かで充実した人生を営むための土台となる。特に現代社会においては、生活環境や食生活の変化などにより、健康づくりへの関心が高まっている。

このような状況の中、スポーツは、心身の健康保持増進、社会・経済の活力の創造など、生活において多面にわたる役割を果たすものである。

### (現状と課題)

- 本県では男女ともに肥満率が高く、メタボリックシンドロームや生活習慣病の増加が懸念されるほか、健康診断の受診率が低いことなどが課題となっている。このため、生活習慣病予防についての知識を普及させるとともに、県民が自らの食生活の改善や運動習慣の定着など、健康的な生活を実践できるよう働きかけていく必要がある。
- 生涯スポーツの推進については、「県民の体力・スポーツに関する意識調査」（令和3年度）によると、週1日以上スポーツをする割合は58.3%と、全国平均の56.4%と比べて1.9ポイント高い状況にある。男女別でみた場合は、男性の実施率63.2%に対して、女性は54.3%と約9ポイントの開きがある。

### (施策の方向と主な課題)

- ① 県民一人ひとりの健康づくり活動の定着
  - 日常生活における継続的な健康づくりに向けて、県民一人ひとりが健康の大切さを自覚して行動することを促すため、健康づくりに関する正しい知識の普及啓発等に取り組む。
  - ◆健康診断や特定健診の受診率向上及び食生活改善や適度な運動習慣等

実践に向けた環境整備

- ◆学校における食育の推進
- ◆教員への健康教育研修の実施
- ◆薬物乱用防止啓発活動及び薬物乱用防止教育の推進

## ② 県民一人ひとりが参加する生涯スポーツの推進

総合型地域スポーツクラブをはじめとした地域スポーツ環境を充実させ、県民の運動・スポーツをする機会創出を図り、生涯スポーツ社会の実現に取り組む。また、市町村やスポーツ・レクリエーション関連団体等と連携しながら、年齢、性別、障害の有無等に関わらず、様々な世代や個人が持つ多様性に応じて、広くスポーツ・レクリエーションに参画できる環境の構築、スポーツ・レクリエーション参加の機会拡充に取り組む。さらに、生活習慣病や肥満の予防など県民の健康寿命の延伸のため、スポーツ・レクリエーションを通じた健康維持増進に取り組む。

- ◆安全で良好なスポーツ環境の整備
- ◆スポーツ・レクリエーションの場の確保
- ◆共生社会におけるスポーツ参加の促進
- ◆スポーツ・コンベンションの推進と県民がスポーツをする機会の充実

## 第5節 文化活動の推進



文化芸術は、地域の伝統行事、芸能、民俗、文化財、生活文化等の分野から高度な芸術活動に至るまで、範囲が広く、長い歴史の中で育まれてきた。人々の心の潤いを与え、生きがいをもたらす文化活動は、人々の交流を生み出すとともに、それ自体が生涯学習である。

また、県民が文化や芸能に触れ、それらについて知識を深めることは、自らのルーツに触れることであり、ウチナンチュとしてのアイデンティティ形成に寄与する。

### (現状と課題)

- 沖縄文化の基層である「しまくとぅば」を次世代へ承継することは極めて重要であるが、挨拶程度以上使う人の割合が減少するなど、今後どのように話者を増やしていくのかなどの課題に取り組む必要がある。
- 子どもたちをはじめ多くの県民が国内外の優れた文化芸術を鑑賞する機会を確保するため、文化創造活動の尊さや芸術がもたらす感動を体感できる環境づくりが必要である。

### (施策の方向と主な取組)

### ① 各地域におけるしまくとうばの保存・普及・継承の促進

しまくとうば普及の中核的機能を担う「しまくとうば普及センター」を中心に、関係機関や関係団体と連携を図り、各地域のしまくとうば養成講座や出前講座等の実施に取り組む。

- ◆しまくとうば講師養成講座の実施
- ◆しまくとうば出前講座の実施
- ◆しまくとうば検定の実施

### ② 県民の文化芸術活動の充実

高齢者や障害のある人、青少年をはじめ広く県民が、国内外の優れた文化芸術を鑑賞できる機会を拡充し、文化創造活動の尊さや芸術がもたらす感動を体感できる環境づくりに取り組む。また、「こころの芸術・文化フェスティバル」、「身体障害者福祉展」等の開催をとおして、青少年や障害者等の文化活動の活性化に取り組む。

- ◆地域伝統芸能を集めた公演の開催
- ◆地域や島でのシンポジウムや座談会の開催
- ◆児童生徒対象の組踊・沖縄伝統芸能の実演家によるワークショップの実施
- ◆児童生徒への芸術鑑賞機会の提供
- ◆沖縄県芸術文化祭の実施

## 第6節 国際交流・協力の推進



国際交流や協力活動は、それ自体が学習としての側面を持つだけでなく、海外との新たな交流が生まれ多様な国々の文化を理解した、国際的な視野を持った人材の育成や、世界に開かれた交流と共生の島・沖縄を形成すること及び地域の活性化につながる事が期待できる。

### (現状と課題)

- 世界に広がる県系人をはじめとするウチナーネットワークは、国際交流・協力の架け橋として大きな役割をはたしているが、世代交代が進むなかで、次世代の担い手の育成やネットワークの継承・発展が課題となっている。
- 世界と共生する地域の形成のため、児童生徒への英語教育の充実、様々な分野において留学生や研修生を海外へ派遣するなど、国際理解を促進するとともに、主体的に行動できる国際感覚に富む創造性豊かな人材の育成に取り組む必要がある。
- 本県の外国人登録数は令和2年6月末現在において2万591人となっており、国籍や民族に関係なく誰もが安心して暮らせる社会の構築に向け、

県民の異文化・国際理解の向上など、海外からの移住者・滞在者増加に対応した環境づくりに取り組む必要がある。

### (施策の方向と主な取組)

#### ① 国内外のウチナーンチュとの絶え間ない交流

国内外県人会や市町村、民間交流団体等との連携の下、10月30日の「世界のウチナーンチュの日」にちなんで世界各地で実施する沖縄に関する様々な取組等を通じて、世界のウチナーネットワークの強化を図るとともに、県民や県系人等に対し、移住・移民の経験や困難を克服してきた歴史や沖縄の文化等に対する理解促進を図りつつ、次世代の担い手の育成や県系人のルーツ調査など、世界のウチナーネットワークの継承・発展に取り組む。

- ◆ウチナーネットワークの強化推進
- ◆出前講座の実施
- ◆国内・海外県系人子弟と県内学生との交流
- ◆国内外の県人会との連携
- ◆移民ルーツ調査及び資料収集

#### ② 交流の架け橋となる人づくり

児童生徒に対する外国語教育及び国際理解教育の充実を図るため、様々な分野における留学生や研修生の海外派遣など国際理解の促進と主体的に行動する国際感覚に富む創造性豊かな人材の育成に取り組む。

- ◆高校生対象留学事業
- ◆高校生対象海外短期研修
- ◆アジア高校生とのオンラインでの国際交流

#### ③ 県民の異文化理解・国際理解の促進

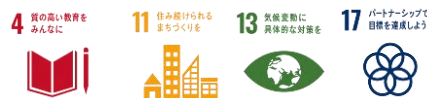
市町村や関係団体と連携した県民向けのシンポジウムの開催、JICA 沖縄主催のおきなわ国際協力・交流フェスティバルへの参画、県民の文化・教育の交流等をとおして、お互いの文化や習慣を理解し合うための環境づくりに取り組む。また、県内に在住する外国人に、国際交流・国際親善、日本・沖縄の社会や文化等について日本語で意見を発表する場を提供し、共生社会のあり方を互いに考え合う機会をつくり出すことにより、県民の異文化理解・国際理解の促進に取り組む。

- ◆多文化共生推進に向けた県民向け取組の実施
- ◆国際協力・交流フェスティバルとの連携
- ◆国際交流員による異文化理解促進(県内小中高へ国際交流員を派遣し異文化の紹介等を行う出前授業・講座等の実施)



◆日本語弁論大会等の共催、協力等

## 第7節 ボランティア活動の推進



ボランティア活動は、本来、意思さえあれば誰にでもできるものであるが、その活動に必要な知識・技術を習得するための学習活動であり、ボランティア活動そのものが、充実感や生きがい、自己実現につながる大切な学習活動でもある。また、それまで学び続けた成果を生かす機会ともなる。

### (現状と課題)

- 社会環境の変化や社会ニーズの多様化などにより、地域コミュニティにおける人間関係が希薄化し、地域の抱える課題も複雑化しており、地域住民一人ひとりが地域に貢献していることを実感できる社会参加の機会を更に拡大することが課題である。また、地域住民がお互いに支え助け合う共生社会の実現に向けて地域ボランティアの養成を推進する必要がある。
- 行政ニーズの多様化や相互相扶助機能の低下などを背景に、ボランティアの役割がより一層重要となっており、ボランティア活動の円滑化や活性化を図るための人材の育成・確保が求められている。

### (施策の方向と主な取組)

- ① 地域ボランティア等の育成・確保
  - ◆地域ボランティアの養成
  - ◆ボランティアコーディネーターの養成
  - ◆図書館ボランティアの養成
- ② 地域ボランティアの活動支援
  - ◆市町村ボランティアセンターへの支援
  - ◆ボランティア・NPO 活動の支援
  - ◆福祉教育・ボランティア学習の推進
- ③ 学校支援ボランティアの活動支援
  - ◆学校の教育活動についての地域の教育力を生かすため、保護者、地域人

材や団体、企業等がボランティアとして学校をサポートする取組を支援する。

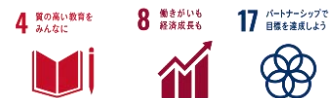
- ◆登下校の見守りや学校行事、授業等の学習支援への参加促進
- ◆体験活動や学習指導をととした放課後の居場所づくりの参加促進

#### ④ 持続的な環境保全活動を担うボランティアの育成

海洋ごみや外来種対策など地域が抱える環境問題に対し、市町村等と地域連携・協働により問題解決を促すコーディネーターとなる団体・組織等の育成と連携・支援に取り組む。また、地域課題に対するニーズとボランティアとのマッチングに係る実施状況を踏まえた環境ボランティアセンターの設置の検討に取り組む。

- ◆環境ボランティアマッチングの促進
- ◆海浜清掃活動の促進

## 第8節 職業に関連した学習機会の提供



職業に関連した様々な学習機会の提供は、職業的自立を促すとともに、地域の魅力を再発見することにも役立ち、県民にとって豊かな文化生活を営む上で有意義である。

### (現状と課題)

- 本県においては、若年者の失業率や離職率が高いなど、社会的・職業的自立に向けて様々な課題が見られることから、キャリア教育を充実させ、学校生活と社会生活や職業生活を関連付けることが重要であり、産学官連携の下、就学時から職業観の醸成に向けた取組が必要である。
- 産業教育においては、科学技術の進展、グローバル化、産業構造の変化に伴い、必要とされる専門的な知識・技術も変化するとともに高度化しており、これらへの対応が課題となっているため、外部人材の活用や地域企業との連携を図る必要がある。

### (施策の方向と主な取組)

#### ① 若年者の就業意識啓発等の推進

児童生徒に対する職業意識の向上については、県内企業や経済団体等の関係機関と連携しながら、県内産業の理解促進を図るとともに、学校や地域における就業意識啓発等の取組が効果的に行われるよう、教職員や保護者等関係者への情報提供等に取り組む。さらに、学生等がアルバイトや就職活動を行うに当たり、労働者の権利等を学ぶ労働法教育は非常に重要であることから、働く上で必要な社会保障制度及び労働関係法令などの基礎的知識の普及に取り組む。

- ◆児童生徒に対する産業理解の促進
- ◆学校から職業生活への円滑な移行と早期離職の防止
- ◆生徒、学生への社会保障制度・労働関係法令などの基礎的知識の普及
- ◆キャリア教育の充実及び職場体験、就業体験の実施

## ② 産業教育の推進

将来の地域産業界を担う人材を育成するため、産業界、専門高校、高等教育機関、行政が連携した体制を整備し、教育内容の改善及び専門教科の充実等により産業教育の推進に取り組む。

- ◆産業界、専門高校、高等教育機関、行政が連携した体制の構築
- ◆産業界と連携した講師派遣や長期インターンシップ等の実施

## ③ 学び直しの機会の創出

産学連携の下、大学、大学院、専修学校等においてキャリアアップ・キャリアチェンジに資するリカレントプログラムの開発・展開を促進し、一人ひとりのキャリア選択に応じた学びを提供できる環境の創出を促進するとともに、企業に勤める人のみならず、子育て世代の女性や高齢者等の多様なニーズに対応する学び直しの機会創出に取り組む。

- ◆働きながら学べる機会の提供
- ◆リカレントプログラムの開発・展開の促進

## 第2章 学びを高めるつながりづくり

地域における人間関係の希薄化や家族形態の変容など、社会が大きく変化する中で、地域の教育力の向上を図るためには、学校と地域、その他の多様な主体が連携・協働し、地域全体でつながりづくりを進めていくことが求められている。

### 第1節 多様な主体との連携・協働の推進



地域には、様々な課題があり、住民の学習ニーズも多様なため、専門的な知識・技術をもつ高等教育機関やNPO、企業等との連携をより一層広げることが重要である。

#### (現状と課題)

- 学びを高めるつながりづくりに関しては、社会教育担当部局のみならず他の部局においてもそれぞれの課題に応じた様々な学習機会が提供されてい



る。また、NPO等の新たな団体の数も年々増加している。さらに企業においてもCSR（企業の社会的責任）活動として教育分野を含む多彩な地域貢献活動が各地で行われている。

- 中央教育審議会の答申\*6において、ネットワーク型行政の一層の推進に取り組むことが指摘されており、社会教育関係団体、企業、NPO、学校等の多様な主体との連携の強化が求められている。

### （施策の方向と主な取組）

#### ① 連携・協働による新たな生涯学習推進体制の構築

組織レベルの連携・協働を通じて、これまで社会教育に関わりがなかったものの、地域づくりに熱意を持って取り組んできた様々な分野の人材を積極的に活用していく。また、社会教育の強みである、学びを通じた人づくりやつながりづくりの視点を、首長部局をはじめとする様々な主体の活動へ積極的に組み込んでいく。

- ◆ 関連部局及び関係機関との更なる連携・協働
- ◆ 生涯学習推進組織の活性化

#### ② 持続可能な地域づくりを担う人材の育成・確保

持続可能な地域社会の構築に向けては、地域社会の絆を深め、地域に根ざしたコミュニティの活性化を図る必要があることから、地域社会や産学官民が連携して、地域づくりを担える人材マネジメントプログラムを構築するとともに、地域の資源を生かし活性化を主導できるマネジメント及びコーディネート能力の高い人材の育成・確保に取り組む。

- ◆ 地域人材の掘り起こしやネットワークづくり

#### ③ 地域の活力を高める多様な連携と協働の取組の推進

県と企業・NPO等との間で、様々な分野において包括的連携協定の締結を促進し、地域の更なる活性化に取り組むとともに、SDGsの達成や地域課題の解決に資する取組を促進するため、多様な主体が参画し、様々な取組につなげていく枠組みの構築を図る。

- ◆ NPO等との協働の取組に係る情報発信
- ◆ 講演会や研修会の開催
- ◆ 「おきなわSDGsプラットフォーム」の創設による多様な連携と協働の促進

---

\*6 中央教育審議会の答申 「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について（答申）」（平成10年9月）、中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～（答申）」（平成20年12月）

#### ④ 環境保全等に携わる連携・協働ネットワークの構築

県内の環境教育・環境保全活動に携わる県民、事業者、NPO、研究機関、行政が一体となった産学官の連携・協働ネットワークを構築し、各主体の情報交換や相互交流の場の創出に取り組む。

#### ◆連携・協働ネットワークづくりの推進

### 第2節 学校・家庭・地域の連携・協働の推進



これからの学校と地域の目指す連携・協働の姿として、「地域とともにある学校への転換」「子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制の構築」「学校を核とした地域づくりの推進」が求められている。これはこれまでの学校支援の在り方から一步踏み出し、双方向で地域とともに子どもたちを育むこと、子どもも大人も学び合い育ち合うこと、その結果として学校を核とした地域づくりが進展することが期待されている。

また、地域と学校が協力することで、児童生徒は様々な年齢層や所属の異なる人々とコミュニケーションをとる機会が得られ、自分たちが住んでいる地域の課題を認識するきっかけとなり、非認知能力の育成にもつながると期待される。

#### (現状と課題)

- 近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを進める必要がある。
- 地域と学校が連携・協働した地域活動を推進するため、住民の地域活動の現状、ニーズの把握に取り組むとともに、地域と学校をつなぐ役割を担う地域コーディネーターと地域連携担当教員等の関係強化を図る必要がある。

#### (施策の方向と主な取組)

##### ① 学校・家庭・地域の連携・協働

「地域の子は地域で守り育てる」ことを基本姿勢に、子どもの拠り所となる居場所づくりをはじめ、幅広い地域住民等の参画により、学校、家庭、地域が連携・協働し、一体となって子どもを育てる体制づくりの構築に取り組む。また、学校と協働で実施する学習支援をはじめ様々な活動への支援をとおして、地域の教育力向上に取り組む。

- ◆放課後や週末等の児童生徒の安全・安心な活動拠点支援
- ◆地域学校協働活動の推進
- ◆地域コーディネーターの育成

## ② コミュニティ・スクールとの一体的な推進

「地域とともにある学校」に転換するための仕組みとしてのコミュニティ・スクールと、社会教育体制としての地域学校協働本部が相互に補完し、高め合う存在として、相乗効果を発揮していくことが必要である。

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」を一体的に推進する。

◆コミュニティ・スクール導入の推進

◆好事例の収集・情報提供

## 第3章 学びを生かした地域づくり

学習成果を地域社会に還元する「学びの循環」による持続可能な社会の構築をめざすためには、住民が主体的に学び、地域活動へ参画することが重要である。

### 第1節 地域を核とした連携による「地域コミュニティづくり」



地域づくりは、生涯学習の振興と関連が強く、生涯学習社会を形成する上で、極めて大きな意味を持っている。地域住民が学習活動を通じて絆を形成し、コミュニティへの参画や地域の課題解決を図っていくことの重要性が増している。

#### （現状と課題）

- 少子高齢化や核家族化の進行など、社会情勢が大きく変化するとともに、人々の価値観が多様化する中で、地域における住民同士の連帯意識も薄れ、生活の場となる地域社会に対する関心が低下してきていることから、地域の伝統文化や行事、スポーツ等、地域の様々な世代が楽しみながら交流する機会を通し、地域の一員としての意識や愛着を育むとともに地域づくりへとつなげていくことが重要である。

#### （施策の方向と主な取組）

##### ① 地域づくりにつなげる学習機会の充実

人々が、自発的に地域づくりに参画する契機となるような、様々な学習機会を提供するとともに、地域づくりにつながる、住民の自発的な学習活動を支援し、これらの活動を支える人材育成に努める。また、社会教育のあり方を常に見直し、その充実を図っていく。

- ◆地域づくりの担い手となる人材の育成
- ◆「地域の子は地域で守り育てる」気運の醸成
- ◆社会教育施設を活用した地域づくりの担い手支援及び育成

② 公民館等を活動の拠点とした「地域コミュニティづくり」の推進

公民館等を拠点に、関係部局や関係機関(民間事業者、NPO 等)が連携・協働しつつ、地域の課題解決に向けた講座等の学習や地域活動の支援等を地域コミュニティの形成につなげていく活動を推進する。

- ◆関係職員の資質向上研修等の実施
- ◆自治公民館、自治会等の地域活動への支援

## 第2節 学びの成果を生かす取組の推進



豊かな地域づくりを進めるためには、地域住民が学習成果を活用し、積極的に地域活動に参画し、連帯感を育みながら地域の課題に取り組む必要がある。このため、活躍できる環境を整備し、学びの成果を生かす仕組み作りが必要である。

### (現状と課題)

- 沖縄県教育委員会では、県民の学習ニーズに応える学習機会の充実を図るため、おきなわ県民カレッジを開設するなど、県民に学習情報及び学習機会を提供している。また、多様な生涯学習により得られた学習の成果として、希望する者に対し、奨励賞を授与している。
- 学習の成果を適正に評価することにより、学習者の意欲を高めること、また、学習者の評価のみにとどまらず、学習者が学んだ成果を地域づくり等に生かしていく取組の検討が必要である。

### (施策の方向と主な取組)

① 学習成果の適正な評価

国、県、市町村及び高等教育機関、各種関係機関等で実施している生涯学習に関する講座等を体系化し、県民に学習情報及び学習機会を広域的・効果的に提供するとともに、学習成果を適正に評価し、学習意欲の向上に取り組む。

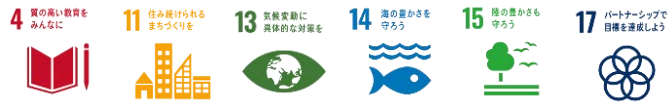
- ◆ウェブサイト「まなびネットおきなわ」を活用した情報提供
- ◆おきなわ県民カレッジ奨励賞の授与

② 地域人材等の活用の仕組みづくり

おきなわ県民カレッジ奨励賞の授与を受けた学習者のうち、希望する者については人材登録を行い、指導者として活用できる体制を整える。

## ◆地域活動への参加提案

### 第3節 人と自然が共生するまちづくり



本県は、豊かな自然環境と風土・伝統に根ざした文化を有している。これらの資源は、人々を魅了し引きつける産業資源であるとともに、世界的にも貴重な自然を次世代に継承していく学習資源でもある。

このため、人と自然が共生する潤いのある地域社会の実現を目指し、環境保全等に対する県民意識の啓発・普及とあわせ、自然環境に親しむ多様な学習機会の提供を図ることが重要である。

#### (現状と課題)

- 本県の豊かな自然環境を守り、劣化させることなく次世代に引き継いでいくため、県民一人ひとりの自発的な行動を促すための取組や環境保全に関する県民参画の仕組みを構築する必要がある。
- 生物多様性の保全については、本県は亜熱帯海洋性気候の下、貴重な野生生物が数多く生息しているが、本土復帰後の社会資本整備等により多くの自然環境が損なわれ、沖縄の生物多様性が失われていくことが危惧されている。
- 本県の狭隘な島しょ性による環境負荷に対して脆弱であるという条件不利性の克服や、自然環境の保全と経済の発展の両立及び島しょ地域の特性を踏まえた持続可能な循環型社会の構築の必要性を周知する必要がある。

#### (施策の方向と主な取組)

##### ① 県民参画の推進

「生物多様性保全利用指針 OKINAWA」や「レッドデータおきなわ」など、県が策定した指針や調査結果を積極的に公開し、県民が容易にアクセスできるよう取り組むことで、県民参画を促し、自然環境の保全等に関する計画づくりを推進する。また、県内企業・団体・個人による環境保全活動の促進及びボランティア支援を推進するとともに、生物多様性の保全をはじめとする社会課題解決に多くの県民が参画できる仕組みの構築に取り組む。

- ◆県が策定した生物多様性に係る指針や調査結果等の情報の公開
- ◆県民参画の仕組みづくり



## ② 環境保全に対する意欲の醸成

環境保全活動の啓発に向けて、広く県民を対象とした「おきなわ環境教育プログラム集」の普及・活用等を推進するとともに、学校教育においては、自然環境に親しむための体験学習や総合学習等をとおして、次代を担う子どもたちの環境保全に対する意欲の醸成に取り組む。さらに、ごみのポイ捨て・不法投棄の防止、海浜の節度ある利用等について、広く県民の環境保全に対する意欲の醸成に取り組む。

◆出前講座等による環境保全活動の促進

◆環境美化に関する県民意識向上のための普及啓発活動等の実施

◆県民や観光客への生物多様性の保全やマナー・ルールの啓発

## 第4節 歴史・文化を生かしたまちづくり



人々が心豊かで潤いのある生活を送るためには、文化的な要素が一層重要である。

そのため、郷土の歴史や文化に触れ、地域住民自らも文化活動に参加し学習することにより、地域の活性化につながるまちづくりを推進する必要がある。

### （現状と課題）

- 各地域、各島々に伝わる祭事等の伝統行事を始め伝統的な生活文化が徐々に失われてきており、特に離島や過疎地域においては、人口の減少に伴い祭りの簡素化や後継者不足など、沖縄文化を体感できる環境が減少してきているため、これら伝統行事等の伝承・復元等に向けて取り組む必要がある。
- 良好な景観創出のための仕組みづくりについては、市町村や地域住民が方向性を共有し、主体的に参画できる仕組みの構築が必要である
- 景観を形成する古民家、集落は都市化や老朽化などで失われつつあるため、古民家等の保全に向けた技術者の育成等が必要である。

### （施策の方向と主な取組）

#### ① 文化資源を活用した地域づくり

地域の歴史、伝統的風習、伝統行事等に対する住民の愛着心を醸成し、地域外との交流を通じた地域文化の掘り起こしに加え、県内各地で開催されている伝統芸能や地域行事の積極的な発信に取り組む。また、地域に伝承するエイサー等の伝統行事や地域の食文化など、地域の個性豊かな文化資源の特性に応じたまちづくりに資する取組を推進する。

◆「琉球歴史文化の日」の周知啓発

- ◆地域文化の掘り起こし、県内各地の伝統芸能や地域行事の積極的な発信
- ◆文化資源を活用した観光体験プログラムの構築・実施
- ◆琉球料理人伝承人派遣事業(出前講座の実施)
- ◆文化発信交流拠点の充実

## ② 沖縄固有の景観・風景・風土を重視した魅力的な景観形成

風景づくりの主体である市町村の景観行政団体への移行促進や地域住民が主導的役割を担う風景づくりの推進体制の構築を促進する。さらに、沖縄らしい風景づくりや景観形成に向けて、風景・まちなみの再生を先導し専門的な知識を有する人材の育成に取り組む。

- ◆景観形成に係る専門家及び地域人材の育成
- ◆古民家の保全・継承に関する情報提供

## 第5節 福祉と安全のまちづくり



障害のある人や高齢者も含めたすべての人々が、住み慣れた地域で、生き生きと暮らしていくためには、お互いの理解・関心を深めるとともに、「自分の安全は自分が守る(自助)」や、「地域の安全は地域で守る(共助)」といった防災・防犯意識を高めるための学びが重要である。

### (現状と課題)

- 障害のある人に対する理解を深めるとともに、障害のある人の自立と社会参加を阻む様々なバリアの除去を図るなど、障害のある人もない人も誰もが活動しやすい環境づくりが必要である。
- 認知症高齢者の増加や障害のある人の地域生活への移行が進み、支援のニーズが高まっているため、よりきめ細やかで多様な権利擁護の仕組み作りが必要である。
- 人々が住み慣れた地域で、安全で安らぎのある生活を送れる地域づくりができるよう、自然災害、交通事故、犯罪、消費者問題など安全に関する学習機会の提供、住民の安全意識の向上、安全技術の習得などを図る必要がある。

### (施策の方向と主な取組)

#### ① 誰もが活躍できる地域づくり

障害を理由とする差別の解消を図るため、県民に向けた普及啓発を図るなど、障害のある人の権利擁護を推進する。また、高齢者や障害のある人等のすべての人が自由に社会参加できる地域社会を実現するため、福祉のまちづくりに寄与する事例の表彰や障害のある人への理解促進のための啓発活動を行い、関係機関と地域社会の共通理解と協力体制の整備等に取り

組む。

- ◆認知症の人を支えるネットワークの構築や地域づくり
- ◆福祉のまちづくりに寄与する事例の表彰
- ◆障害者への理解促進のための啓発活動

## ② 安全・安心に暮らせる地域づくり

犯罪情勢に即した県民への情報提供及び啓発活動のほか、自主防犯ボランティア団体への支援や関係機関と連携した防犯ネットワークの整備など犯罪の抑止活動に取り組む。また、関係機関やボランティア等と連携した交通安全教育や交通安全活動を推進するとともに、飲酒運転根絶を図るため、「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づき、各季の交通安全運動における飲酒運転防止に向けた広報啓発など、県民一体となった各種対策に取り組む。

- ◆防犯ボランティア団体への支援
- ◆交通安全対策・飲酒運転根絶対策事業の実施

## ③ 消費者教育の推進

複雑化かつ多様化する消費者被害については、被害相談窓口の機能強化、県民への啓発等を推進するとともに、消費者被害に遭わないように自主的かつ合理的に行動できる「うちなー消費者」\*7の育成など消費者教育を推進する。

- ◆学校における消費者教育に関する啓発活動や情報提供、資料提供の実施
- ◆消費者教育講座の実施
- ◆各種広報媒体を活用した消費生活に関する情報提供

## ④ 地域防災力の向上

地域における防災力の強化するため、県民の防災意識の向上及び防災教育を推進し、自主防衛組織の普及拡大、消防本部及び消防団など地域防災体制の充実に取り組む。

- ◆地域防災リーダーの育成
- ◆自主防衛組織の普及・啓発

---

\*7 うちなー消費者 令和2年3月に沖縄県が目標に定めた消費者の姿勢

- ・自主的かつ合理的意思決定に基づき行動し、被害に遭わない人
- ・価格や好みだけではなく、人や地域・社会、環境のことも考え、消費行動ができる人



⑤ 公共施設等におけるユニバーサルデザイン\*8の推進

人と環境に優しいまちづくりを推進するため、公共空間等におけるユニバーサルデザインの普及に取り組む。

◆都市公園バリアフリー化支援事業の実施

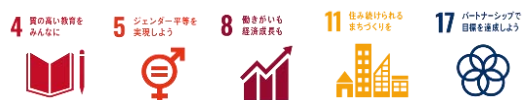
◆公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザインの促進

⑥ 快適な生活環境の形成（都市公園の整備）

都市公園の整備については、利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、自然環境の保全、温暖化防止対策としての環境緑化、緑とふれあう憩いの場の創出、レクリエーション活動の場の提供等を考慮し、適切な施設配置と効果的な空間形成に取り組む。

◆都市公園バリアフリー化支援事業の実施

## 第6節 男女共同参画の推進



県民一人ひとりが互いを尊重し、喜びや責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、引き続き男女共同参画の視点に立った意識啓発等が必要である。

### （現状と課題）

- 令和2年度に実施した県民意識調査によると、男女の平等感については、「家庭生活」、「職場」、「学校教育」、「地域活動・社会教育活動」、「政治の場」「法律や制度上」、「社会通念・習慣・しきたり」、「社会全体」のすべての項目で前回（平成27年度）より平等であると感じている割合は低下しており、依然として、男女の不平等感が高い状況である。

### （施策の方向）

- ① 家庭における男女共同参画の実現
- ・男女が共に家庭生活に参画するための意識改革
  - ・育児及び介護を支える環境づくり
  - ・生涯を通じた男女の健康づくりの推進

---

\*8 ユニバーサルデザイン：「ユニバーサルデザイン」は、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方

- ② 職場における男女共同参画の実現
  - ・多様な就業を可能にする環境の整備
  - ・雇用分野における均等な機会及び待遇の確保
  - ・農林漁業における男女共同参画の推進
  - ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
  - ・女性の活躍を推進するための企業に対する支援
- ③ 地域における男女共同参画の実現
  - ・地域活動を推進するための連携・協働
  - ・生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備
  - ・市町村における男女共同参画の推進
- ④ 社会全体における男女共同参画の実現
  - ・女性の更なる政策・方針決定過程への参画の促進
  - ・ジェンダー平等や性の多様性に関する意識啓発の推進
  - ・次世代に向けた意識啓発および教育の推進
  - ・ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

#### **（主な取組）**

- 「沖縄県男女共同参画計画～DE I G Oプラン～」の下、沖縄県男女共同参画センターを拠点として、男女共同参画社会形成に資する啓発講座や人材育成講座等を実施する。

## 第3部 生涯学習推進体制及び学習環境の整備

### 第1章 社会教育施設の充実強化

県民の生涯学習を支援し、多様な生涯学習機会の充実を図るためには、地域の学びの拠点である公民館や図書館、博物館、青少年施設等の社会教育施設の機能を強化していくことが求められている。そのためには、首長部局・学校・NPO・企業等の多様な主体と連携し、地域課題解決に向けた取組や、住民主体の地域づくりに対する支援等が求められており、住民のニーズに応じた施設の運営充実を図る必要がある。

#### 第1節 図書館と読書活動

図書館は、県民が生涯にわたって主体的な学習を行う上で、重要な役割を担っており、読書活動の推進やレファレンスサービスの充実及び利用の促進を図ることはもとより、地域や住民の課題解決を支援している。

また、子どもの読書活動や学習活動を推進する観点から、学校図書館への支援を積極的に行うことが必要である。

公共図書館や書店がなく、学校図書館のみしかない地域が離島・へき地地域に集中しており、読書環境の格差が広がっていることや、子どもの発達段階が上がるにつれて読書時間の減少傾向がみられるなどの課題がある。

#### (施策の方向)

- ① 図書館は「いつでも」「どこでも」「だれでも」必要な学習ができるよう、施設の整備や蔵書の充実を図る。また図書館総合目録システム等情報ネットワークを充実させ県内全域にわたる図書館サービスの向上を図る。
- ② 医療・健康、福祉、法務等に関する情報や地域資料等、地域の実情に応じた情報提供サービスを行う。
- ③ 図書館サービスの充実のため、県立図書館は、図書館未設置町村に対し、設置に向けた支援及び助言を行う。

#### (関連事業・取組)

##### ◆ 知の拠点づくり

(専門性の高いレファレンスへの対応・郷土を中心とした資料の収集)

##### ◆ 読書活動の推進

(毎月第3日曜日「家庭の日・ファミリー読書の日」実施)

##### ◆ 読書活動への理解と関心の高揚

(「子ども読書の日」記念事業や「文字・活字文化の日」記念フォーラム)

ムの開催)

◆「沖縄県子ども読書指導員」の養成

◆離島へき地地域への支援（移動図書館、一括貸出、協力貸出）



空とぶ図書館(イベント)



空とぶ図書館(イベント)

## 第2節 青少年教育施設と体験活動

小学生の頃に多くの体験活動を持つ子どもは、高校生になった時に、自尊感情、外向性、精神的な回復力などの非認知能力が高くなる傾向がみられるという調査結果\*9やデジタル化が進む中で「リアルな体験」機会の充実がより求められていることから、今後は、子どもの生活環境の中に意図的、計画的に多様な体験の場や機会を作っていくことが重要となる。

青少年教育施設の果たす役割の重要性も高まっており、体験活動をとおして青少年の自立が図られるよう、関係者の連携による積極的な取組が求められている。国立の青少年教育施設とも連携し、情報の共有を図りながら、青少年教育施設が持つ教育機能や指導者等の有効活用を推進する必要がある。

### (施策の方向)

- ① 沖縄県青少年教育施設連絡協議会等と連携し、プログラムの開発や職員の資質向上を図る。
- ② 受け入れ体制の充実を図るための研修や施設相互の連携を強化する。
- ③ 県立青少年教育施設を地域住民やその地域に関わる人たちの相互学習の場として活用する。

---

\*9 令和2年度青少年の体験活動に関する調査研究結果報告(令和3年9月文部科学省) ～21世紀出生児縦断調査を活用した体験活動の効果等分析結果について～ 2万人以上の子どもを0歳から18歳まで追跡調査したデータを用いて、子どもの頃の「体験」が、その後の成長に及ぼす効果を分析した。

(関連事業・取組)

- ◆青少年教育施設職員研修会の開催
- ◆青少年教育施設計画訪問
- ◆県立青少年教育施設における各種事業の実施



職員研修会



体験学習

### 第3節 公民館・公民館類似施設の充実

価値観や生活様式が多様化するなか地域社会の連帯感の希薄化により、地域活動への参加は減少傾向にある。子どもたちが豊かな心と生まれ育った地域に誇りを持てるよう、地域活動等をとおして、より多くの人と触れ合う機会の充実に努める必要がある。

公民館は地域住民にとって最も身近な学習拠点であるだけでなく、交流の場であり、地域コミュニティの形成の場として重要な役割を果たしている。また、地域の防災拠点や子育て支援、子どもの居場所づくりなど、社会状況に応じて期待される役割が増えている。

#### (施策の方向)

- ① 幅広い世代の住民が交流し、その地域の多様なニーズに応えられるよう、情報提供をとおして公民館の学習環境の充実に取り組む。
- ② 地域づくりにつながる、住民の自発的な学習活動を支援し、これらの活動を支える公民館関係者等の資質向上に取り組む。
- ③ 関係機関と連携・協働し、地域の課題解決に向けた支援を行い、持続可能な地域づくりを担う人材の育成に取り組む。

(関連事業・取組)

- ◆地域の課題に取り組んだ実践事例を共有する県公民館研究大会や研修会の支援
- ◆優良公民館表彰





伝統文化(旗頭)



公民館まつり

#### 第4節 博物館・美術館の活用

博物館・美術館の特色・目的を明確にした上で、沖縄県の歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関連した博物館・美術館活動を、県民の参画を得ながら積極的に展開するなど、郷土に対する誇りや愛着を得られるようなまちづくりを実施すること等が望まれる。

博物館・美術館資料を活用した学校教育の支援を積極的に行うことが重要である。

特に、近年、郷土の文化や芸術活動、生涯学習・社会教育の中核的拠点としての機能や子どもたちに参加・体験型の学習を提供する機能等を高めていくこと、さらに地域におけるボランティアや社会教育団体と連携した博物館・美術館活動の取組が期待されている。

また、学芸員等の交流を含む設置主体を超えた広域的な地域連携や、館種を越えたネットワークを構築する等、多様な博物館・美術館同士が協力することによって、新たな可能性を追求していくことも重要である。

##### (施策の方向)

- ① 文化芸術活動を支える基盤を強化する。
- ② 文化芸術活動の場の創出を図る
- ③ 文化発信交流拠点の充実を図る。

##### (関連事業・取組)

- ◆博物館文化講座
- ◆学校連携事業
- ◆移動博物館、移動美術館、体験学習教室
- ◆ワークショップ
- ◆夏休み博物館学芸員教室
- ◆ギャラリートーク・キュレータートーク
- ◆ボランティア活動事業



文化講座



土器づくり

## 第5節 その他の生涯学習関係施設

### (1) 平和祈念資料館

本県は、去る大戦で多くの尊い生命と大切な文化遺産を失った。当資料館は悲惨な沖縄戦の歴史的教訓を風化させることなく、次の世代へ正しく継承する役割が求められている。

また、全世界の人々に「沖縄のこころ」を訴え、恒久平和の樹立に寄与するため県民個々の戦争体験を結集し、新たに平和で豊かな文化を創造する活動を展開することが求められている。

平和祈念資料館及び平和祈念公園一帯を活用した平和教育の支援を積極的に行うことが重要である。

#### (施策の方向)

- ① 沖縄戦の実相と教訓を正しく次世代に伝えていくため、沖縄戦の調査研究を進める。
- ② 子どもたちの学びの機会として平和学習の充実に取り組む。
- ③ 平和講話・ワークショップ等を活用し、県内教育機関をはじめ県外からの修学旅行生や外国人への情報発信に取り組む。
- ④ 戦争体験者等からの思いを継承し、沖縄戦の記憶や記録を学び次世代へ語り継ぐ担い手の育成・確保を図る。

#### (関連事業・取組)

- ◆調査研究事業
- ◆展示企画事業【常設展示、特別企画展等】
- ◆収集資料・活用事業【寄贈品・資料貸出等】
- ◆教育普及事業【児童・生徒の平和メッセージ展、夏休み子ども向け企画、ビデオ上映会、沖縄戦講座等】



平和講話



新収蔵品展

## (2) 埋蔵文化財センター

県立埋蔵文化財センターは、埋蔵文化財(出土品を含む。以下同じ)の調査研究及び保存、活用を図るとともに、知識の普及を通じて教育や学術及び文化の発展に寄与することを目的としている。

具体的には、団体見学の受け入れや体験学習、企画展、文化講座の開催を始め、資料の閲覧と貸し出しなどをおして埋蔵文化財情報の活用を図り、県民をはじめとする多くの人々が、沖縄県の埋蔵文化財の重要性について理解を深められるようにしている。

また、県立埋蔵文化財センターの Web ページ上で公開している埋蔵文化財情報について、利便性を向上させ、よりわかりやすい内容となるよう構成を工夫することや提供するコンテンツを充実していくことが求められている。

### (施策の方向)

- ① 埋蔵文化財の調査研究を行う。
- ② 埋蔵文化財に関する資料収集、保存及び活用を図る。
- ③ 埋蔵文化財に関する知識の普及に努める。
- ④ 埋蔵文化財に関する指導及び研修を実施する。
- ⑤ 埋蔵文化財の情報提供の充実を図る。

#### (関連事業・取組)

- ◆文化講座(発掘調査や専門員の仕事紹介)
- ◆小中学生向け体験学習(土器づくりなど)
- ◆現地説明会(発掘調査現場での成果紹介)





埋蔵文化財センター全景



発掘調査現地説明

### (3) 空手会館

博物館相当施設としての機能を有する沖縄空手会館は、沖縄空手に関する資料収集、調査研究、展示、教育普及等の諸活動により学術研究の深化に取り組んでいる。

また、「空手発祥の地・沖縄」を国内外に発信する拠点施設として、資料室での企画展の開催、沖縄空手の体験プログラムの実施、沖縄空手アカデミーにおいて調査研究の発表を行い、県民が沖縄空手を学び、体験できる機会の創出を図る取組を行っている。

#### (施策の方向)

- ① 沖縄空手の資料を収集し、調査研究を推進する。
- ② 沖縄空手の教育普及に努める。
- ③ 沖縄空手の出前講座を実施する。
- ④ 空手の体験機会の創出を図る。

#### (関連事業・取組)

- ◆沖縄空手会館ミュージアム事業（企画展、移動展、資料収集・調査研究）
- ◆沖縄空手アカデミー（調査研究発表）
- ◆沖縄空手県内普及促進事業（教育普及）



空手会館全景



守禮之館

## 第2章 生涯学習推進センターの充実強化

生涯学習推進センターは、多種多様な学習情報の提供、指導者の研修等を行う生涯学習推進の中心的機関として設置され、生涯学習の充実を図っている。

人生100年時代の到来、Society5.0で実現する社会、デジタル化への急激な進展など、予測困難なこれからの時代において、人々の高度化・多様化した学習ニーズや社会的・地域的ニーズの変化と現状に合わせ、より有意義な学習が保証されるための仕組みづくりの拠点として、生涯学習推進センターの更なる充実強化が求められている。

### 第1節 生涯学習推進センター機能の一層の充実

生涯学習推進センターでは、県民の学習ニーズに応える学習機会の充実を図るため、おきなわ県民カレッジの企画運営に取り組むとともに、沖縄県生涯学習情報提供システム(まなびネットおきなわ)を活用した情報収集・提供、沖縄県遠隔講義配信システムを活用した講座のライブ配信・オンデマンド配信を行い、県民に学習機会を広域的・効果的に提供している。

また、各種研修会を開催し、社会教育・生涯学習指導者の養成や資質向上に取り組んでいる。

(施策の方向)

- ① 各種関係機関等が連携・協働しながら、子どもたちや高齢者、障害者など誰もが生涯にわたり学び続けることができるよう、地域コミュニティを中心とした生涯学習機会の充実に取り組む。
- ② 学びたいときに自発的に学べる環境づくりに向けて、ICTを活用した遠隔講義配信システムの利用促進等に取り組む。
- ③ 多様な生涯学習により得られた学習の成果を適正に評価し、奨励賞を授与することによって、学習者の意欲を高め、生涯学習による地域づくりの一層の充実に取り組む。

(関連事業・取組)

- ◆おきなわ県民カレッジ講座の実施
- ◆遠隔講義配信システムの充実
- ◆おきなわ県民カレッジ奨励賞の授与

### 第2節 生涯学習推進センターのプラットフォームの構築

沖縄県生涯学習推進センターの更なる重点化については、プラットフォーム機能を強化することで沖縄県全域の生涯学習推進体制の構築を図ることができ

ると考えられる。そのため、学識経験者や生涯学習の実践機関や指導者、支援者等が調査、研究、協議を行い進めていく必要がある。

### （施策の方向）

- ① 県（知事部、警察本部等）や市町村、学校、大学等高等教育機関、社会教育関係団体、民間教育機関、企業、NPO等と連携・協働し、相互ネットワークの構築に取り組む。
- ② 生涯学習情報のワンストップ窓口として多様な生涯学習の相談に対応するため、関係機関との定期的な連絡協議会の運営や研究会の開催に取り組む。

### （関連事業・取組）

- ◆各種関係機関の生涯学習相談体制の強化
- ◆各種関係機関等との定期的な連絡会の運営
- ◆社会教育士を活用した関係者間の連携、協働のネットワーク推進
- ◆沖縄県の実情に応じた学習機会の提供
- ◆各教育事務所との連携・協働



美ら島沖縄学講座



社会教育主事講習

## 第3章 ICT技術等の活用

人工知能(AI)、ビッグデータ\*10、IoT(Internet of Things)\*11、ロボティクス<sup>12</sup>等の先端技術が高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられ、学校においてもICT技術等を活用した授業が積極的に行われている。また、GIGAスクール構想<sup>13</sup>の実現に向けて、本県においてもDXの推進が図られている。

学校教育における「学び」を生かし、新たな「学び」へと発展させ、持続可能な社会づくりが求められており、学校教育におけるICTの技術に関する学びを、引き続き生涯教育でも生かすことが重要である。学校卒業後は、それぞれの立場(社会人、高齢者、障害のある人、離島やへき地等の遠隔地、病気等)に応じた学びが必要であり、ICTの活用は有効である。

### 第1節 デジタル社会において必要なリテラシー・スキルの向上

今後、ICTを活用していくためには、学習プログラムの開発・提供、その技術を学ぶ場の提供や指導者、支援者等の人材育成を図っていく必要がある。

加えて、情報モラル、デジタル・シチズンシップ等に関する資質・能力も含めた情報活用能力などのスキルやリテラシー(適切に理解・解釈・活用する力)を高め、一人ひとりが不安なくICTを活用できるようになる必要がある。

#### (施策の方向)

- ① 家庭教育の充実を図るため、保護者のリテラシー向上に向けた講演会・研修会等の開催や活動への支援に取り組む。
- ② 地域全体のメディアリテラシーやデジタルリテラシーの向上を図るための講演会・研修会等の開催や活動への支援に取り組む。
- ③ 公務員や民生委員などのリテラシーやスキルの向上を図るための講演会・研修会等の開催や活動への支援に取り組む。
- ④ デジタル社会の進展に合わせたスキルの向上を図るための研修会等の開催や活動への支援に取り組む。
- ⑤ オンライン・オフライン双方で、より責任を伴った市民や社会の一員になるために、デジタル・シチズンシップ教育\*14を推進する。

#### (関連事業・取組)

- ◆情報教育に関する講演会や研修会の開催
- ◆ICTに関する教職員研修の高度化・専門化
- ◆デジタル人材育成研修等の実施

## 第2節 デジタル社会における学びの充実

Society5.0の実現により、時間的、空間的な制約を超えた学びがより一般的になることが予想され、新しい技術を活用した学びは、一人ひとりの習熟度や興味関心によって個別最適なプログラムの提供を可能にしたり、学びに必要な費用の低減につなげたりすることが期待される。

また、ICTを活用した遠隔の学習や個別の学習と、対面での学習や協働での学習を組み合わせる効果的に実施するなど、多様な学習形態の検討も重要となる。

さらに、ICTの活用は、生涯学習で学んだ成果を発信したり、蓄積したりする手段としても有効活用できる。

### (施策の方向)

- ① 学習者による学習成果の蓄積方法や効果的な活用等について検討する。
- ② デジタル化が進む中でリアルな体験が不足しているため、リアルに集う場や実体験の学びの場の提供に努める。
- ③ 離島や遠隔地に居住する人を含め、県民の学習機会を拡充するため、デジタル情報を利活用した学びの機会の提供に努める。
- ④ 全ての人が地域のスポーツ実施に参画できるよう、リモートによる体操教室やオンラインによる会話を楽しめる場の提供等の支援に努める。
- ⑤ 図書館等において、デジタルアーカイブのオープンデータ\*15化等に取り組み、ICTの利活用の促進を図る。

### (関連事業・取組)

- ◆沖縄の歴史資料等のデジタルアーカイブ化と利活用促進
- ◆「しまくとぅばアーカイブ」の作成
- ◆遠隔講義配信システムの充実
- ◆オンラインを活用したスポーツに参加する機会の提供
- ◆「レファレンス協同データベース\*16」の利用促進

#### \*10 ビッグデータ

単に量が多いだけでなく、従来のデータベース管理システムなどでは解析や保管、記録が難しいような巨大なデータ群のこと。これらを記録・保管し、解析することで、役立つ情報を社会に生かし、これまでになかったような新たな仕組みを生み出す可能性が期待されている

総務省の『情報通信白書(平成29年版)』によると、ビッグデータは以下4種類のデータから構成されると定義されている

- 1) 政府：国や地方公共団体が提供する「オープンデータ」
- 2) 企業：暗黙知(ノウハウ)をデジタル化・構造化したデータ(「知のデジタル化」と呼ぶ)
- 3) 企業：M2M(Machine to Machine)から吐き出されるストリーミングデータ(「M2Mデータ」と呼ぶ)

4) 個人：個人の属性に係る「パーソナルデータ」

\*11 IoT(Internet of Things)

「Internet of Things」モノのインターネット。様々なモノをインターネットにつなぐことによって、家電や車、電子機器などがネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組み

\*12 ロボティクス

ロボット工学のこと。人間の役に立つロボットを実現するための学問

\*13 GIGA スクール構想

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する構想

\*14 デジタル・シチズンシップ教育

デジタルツールを用いて責任ある市民として社会に参加するための知識や能力をまなぶこと

\*15 オープンデータ

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータと定義する（総務省）

\*16 レファレンス協同データベース

国立国会図書館が全国の図書館等と協同で構築している、調べ物のためのデータベース

### 第3節 デジタル社会における学びの仕組みの構築

ICTを活用した学びは、時間帯や場所の制限を受けないため、これまで関われなかった人々がインターネットを利用してつながることが可能である。その利点を生かすことにより、それぞれの立場（社会人、高齢者、障害のある人、離島やへき地等の遠隔地、病気等）の人々のニーズに応じた学習が可能となり、地域社会に限定されない広域でつながり合うことも可能となる。

また、ICTを活用していくために、学習プログラムの開発・提供、その技術を学ぶ場の提供や指導者、支援者等の人材育成を図っていく必要がある。

#### （施策の方向）

- ① 不登校や中退者、ひきこもりや新卒無業者など、配慮が必要な若者に対する学習機会の提供や学力の保障ができる学びの仕組みづくりを関係機関と連携し、検討する。
- ② 単身者や外国籍の方が地域とつながり学びを得る仕組みづくりを関係機関と連携し、検討する。
- ③ ICTの技術を学ぶ場の提供や指導者、支援者等の人材育成を図る。

#### （関連事業・取組）

- ◆学習プログラムの開発・提供
- ◆配慮が必要な若者等へのニーズ調査の実施
- ◆ICT技術のスキルアップ研修等への支援

### 第4節 デジタル社会の障壁への対応

インターネットが生活のオプションではなく生きていくための情報を得る命綱にもなり得る時代において、インターネットやパソコン等のICT機器を活用できる人と利用できない人との間に生じる格差（デジタル・デバイド）の解消を図ることは住民の安全や命を守ることにもつながるものである。そのため、ICTの活用能力を身につける機会が少なかった高齢者等にも、身近な地域で自分のペースで学べる場を提供することは、重要である。また、地域の実情に応じて、公民館やその他の公共施設、加えて各学校の積極的な活用も重要な策となる。

#### （施策の方向）

- ① デジタル・デバイド解消のための学習機会の提供及び民間による取組を含めた情報提供を行う。
- ② 図書館における読書バリアフリーを推進する。
- ③ 自治体のホームページ等において、障害のある人や高齢者等が利用しやすい情報の発信など、アクセシビリティ指針に基づいた情報保障と学びの



機会均等を推進する。

(関連事業・取組)

- ◆ICT を活用した情報提供の充実
- ◆大型活字本、LLブック\*17、DAISY\*18本の拡充
- ◆点字広報、音声広報等の促進

---

\*17 LLブック

やさしい言葉で分かりやすく書かれた本。ピクトグラム（絵文字）や写真・図を使って理解を助ける

\*18 DAISY

「Digital Accessible Information System」(アクセシブルな情報システム)の略称

デジタル録音図書の国際標準規格。目次から、読みたい見出しやページに移動することができる

(音声 DAISY)

図書や雑誌の内容を録音して音声にしたもの。図や写真の説明も入っており、目次やページ情報が収録されているので、本をめくるように読むことができる。音声の速さも変えることができる

(マルチメディア DAISY)

文字や画像をハイライトしながら、その部分の音声と一緒に読むことができる。パソコンやタブレットなどを使って再生したり、文字の大きさや背景の色も変えたりすることができる

## 第4章 学びを支える人づくり

生涯学習社会の形成には、単に学びの場を提供するだけでなく、学び合いを支える人づくり、ともに学び合う仲間づくり等が重要である。

本県の持つ豊かな自然環境と独特の風土、ユイマール等の精神文化を効果的に生かしつつ、地域づくりや学びの仕組みづくり等を支える人材の養成が必要である。

### 第1節 社会教育主事有資格者の養成及び市町村における社会教育主事の配置

社会教育主事は、社会教育を行うものに対し、専門的技術的な助言を与え、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う際、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる専門職である。令和2年4月1日、社会教育主事講習等規程の一部改正に伴い、社会教育主事となりうる資格を取得した者は、「社会教育士」と称することができるようになった。

また、近年の少子化による人口減少、急速な高齢化、グローバル化、第4次産業改革の進展などの時代背景を受けて、平成30年12月に出された中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」の中では、開かれ、つながる社会教育への進化を図るために学校・家庭・地域住民の連携がこれまで以上に必要とされ、社会教育・生涯学習の推進を支える人材としての、社会教育主事の専門性や資質の向上が重要視されている。

#### (施策の方向)

- ① 社会教育主事有資格者の養成及び社会教育に携わる専門的職員等の資質向上を図る。
- ② 市町村における社会教育主事の配置を促進する。

- ◆社会教育主事講習【A講習】【大学会場】の周知
- ◆社会教育主事講習沖縄会場【B講習】の運営
- ◆社会教育士を活用した関係者間の連携、協働のネットワーク推進

### 第2節 家庭教育支援者の養成・スキルアップ

少子高齢化や核家族化、都市化の進行とともに人々の価値観が多様化するなど社会情勢が大きく変化し、家庭教育力の低下が深刻な社会問題となっており、本県においても家庭教育支援者の不足、家庭教育支援者の養成研修が少ない、保護者同士の交流や相談の場が不足、関心の低い保護者、困難を抱える保護者への取組の不十分等が課題となっている。

### (施策の方向)

- ① 家庭教育を支援しサポートするための「家庭教育支援チーム」の設置を促進する。
- ② 家庭教育支援者に対する理解を深めるための広報活動等に取り組む。
- ③ 地域における人材の活用を働きかけるための家庭教育支援コーディネーターの配置に取り組む。
- ④ 多様化・複雑化する家庭からの相談に対応するための相談員等の資質向上を推進する。

◆「家庭教育支援チーム」結成の支援

◆「家庭教育支援チーム」結成に向けた取組等について調査・公表

◆市町村における「夢実現『親のまなびあい』プログラム」の活用促進

◆家庭教育支援者研修会の開催

## 第5章 生涯学習・社会教育関係機関の充実や連携・協働

地域における生涯学習をより一層推進していくには、人々の自主的な学習活動を総合的に支援していく仕組みを構築していくことが重要である。そして、そのような学習の支援は、県や市町村等の行政、学校や大学等高等教育機関、社会教育関係団体、民間教育機関、企業、NPO等多くの関係機関・団体等が担ってきた。今後は、学習情報等を集約・発信する仕組みの強化を図り、総合的なネットワーク化を推進していく必要がある。

### 第1節 大学等高等教育機関との連携

大学等高等教育機関においては、独自で調査研究、モデル事業の実施、情報収集・提供、学習相談等を行っている。

県民の多様で高度な学習ニーズに応えていくためには、大学等高等教育機関と連携した取組の推進を図ることが重要である。

#### (施策の方向)

- ① 大学等高等教育機関と連携した学習機会の提供に努めるとともに、学習の相談体制の整備及び充実を図る。

- ◆大学等高等教育機関と連携したおきなわ県民カレッジ講座の実施
  - ・「おきなわ県民カレッジ運営委員会」における協議
  - ・社会教育士を活用した関係者間の連携、協働のネットワーク推進

### 第2節 民間教育機関・企業・NPO等との連携

民間教育機関・企業・NPO等における様々な学習機会の提供や学習活動の実施等においては、学習者が希望する学習要求や、人々が社会生活や職業生活などを営む上で学習することが必要とされている学習課題などに関連し、独自で多種多様な取組を行っている。高度化した学習ニーズに応えていくためには、これらの団体等との情報共有や連携を推進するための具体的な仕組み作りが重要である。

#### (施策の方向)

- ① 民間教育機関・企業・NPO等と連携した学習機会の提供に努めるとともに、更なる連携・協働に向けてネットワークを構築する。

- ◆民間教育機関、企業、NPO等と連携したおきなわ県民カレッジ「連携講座」の実施

- ・社会教育士を活用した関係者間の連携、協働のネットワーク推進

### 第3節 社会教育関係団体との連携による青少年育成・地域活性化

社会教育関係団体はこれまで「地域づくりの担い手となる人材育成推進事業」や「御(う)万(まん)人(ちゅ)すりていCGG運動」など、「子どもと大人が触れ合い」地域づくりを目指す活動をとおして、社会教育並びに青少年の健全育成の充実を図ってきた。しかし、昨今のコロナ禍の影響等により子どもたちの置かれた環境は変化し、人間関係の希薄化がさらに進み家庭や地域社会の教育力の低下が社会的な問題となっている。また、社会教育関係団体においては、地域経済の縮小や医療・介護の需給逼迫、財政の悪化により会員数が年々減少傾向にあり、その影響から組織率の低下や各団体における活動状況も停滞している。

#### (施策の方向)

- ① 多くの地域において、人口減少による活力低下や様々な地域の課題を克服し、人々が安心して心豊かな生活を送ることのできる地域づくりが大きな課題となっている。その課題解決のために、社会関係教育団体など多様な主体が共とおした目的を共有した上で、学校・家庭・地域社会との連携・協働を図り、社会教育並びに青少年健全育成の充実に向けて取り組む。
- ② 多様な世代の住民同士が共に学び合い、その学びを活動につなげる機会を充実することにより、地域の活性化と家庭及び地域における教育力の再生に向けて取り組む。

◆社会教育関係団体が行う社会教育活動への支援

◆社会教育関係団体が行う、次代を担う青少年の育成と地域の活性化につながる活動への支援

# 参 考 資 料

1. 関連施策一覧
2. 県民の意識調査(「生涯学習に関する県民意識調査報告書 R2」)
3. 令和 3 年度沖縄県生涯学習推進体制状況
4. 「第四次沖縄県生涯学習推進計画」策定の経緯
5. 沖縄県生涯学習審議会条例
6. 沖縄県生涯学習推進本部設置規定

## 主な関連施策

### 第1章 生涯にわたる学びの機会の充実

家庭教育の充実		
施策名	概要	部局名・課名
家庭教育支援者の養成	家庭教育支援者等の地域における人材を活用した家庭教育の充実に取り組む。	教育庁 生涯学習振興課
家庭教育講座の開催	地域において主体的に家庭教育支援の取組を行う「家庭教育支援チーム」の各市町村教育委員会等への設置を促進する。	
親子相談電話の実施	家庭教育に関する悩みや不安を抱く親、友人関係等で子ども等への支援を図るため親子相談を行う。	
親子相談研修会の開催	多様化・複雑化する家庭からの相談に対応するための相談員等の資質向上に取り組む。	

包摂的な生涯学習機会の提供		
施策名	概要	部局名・課名
各ライフステージにおいて求められる学びの機会づくり	個別の教育支援計画等を有効に活用した、関係機関との連携	教育庁 県立学校教育課
生涯学習分野における合理的配慮の推進	学校で実施してきた合理的配慮等をまとめた個別の教育支援計画等を活用し、関係機関との引き継ぎ、連携	教育庁 県立学校教育課
学校教育及び社会教育における障害の理解促進	自立活動等を有効に活用した障害理解や自己肯定感を高める経験等、自己のキャリア発達を促す取組	教育庁 県立学校教育課
交流及び共同学習の推進	幼小中高特における交流及び共同学習の計画的な実施、評価及び改善を行う。	教育庁 県立学校教育課
障害のある人の個別ニーズを踏まえた、学びに関する相談支援体制の整備	一人一人の教育的ニーズに対応できるための教育相談や専門性向上のための研修及び特別支援学校のセンター的機能の充実に係る取組	教育庁 県立学校教育課
	相談支援体制の整備を推進する相談支援アドバイザーの配置	子ども生活福祉部 障害福祉課
障害のある人のスポーツ及び文化芸術活動の推進	「アートキャンプ活動」を活用した芸術活動、スポーツ大会・教室の開催、指導員の養成	子ども生活福祉部 障害福祉課
障害者スポーツの推進	全国障害者スポーツ大会への県代表選手の派遣	子ども生活福祉部 障害福祉課
企業及び障害者就業支援センター等との連携による働く場の推進	障害者就業・生活支援センターにおいて、障害者等に就労準備訓練、実習のあっせん、企業開拓を含むマッチングや定着支援（就業面・生活面）を行う。	商工労働部 雇用政策課
デジタル社会における学びの機会均等の推進	視覚障害者のIT利用、社会参加の促進を図る「パソコン利用促進事業」、障害者の情報通信技術の利用機会や活動能力の格差是正を図る「障害者ITサポートセンター運営事業」等を実施する。	子ども生活福祉部 障害福祉課
デジタル社会におけるアクセシビリティ指針に基づいた情報保障	沖縄県公式ホームページを「アクセシビリティガイドライン」に基づき運用し、高齢者や障がい者を含む全ての人々がホームページで提供される情報に問題なくアクセスできるようにする。	知事公室 広報課
明るい長寿社会推進機構事業	かりゆし長寿大学校において、高齢社会を支える地域活動の担い手となる人材の育成を行う。	子ども生活福祉部 高齢者介護福祉課
老人クラブ等支援事業補助金	老人クラブが行う高齢者による地域活動及びスポーツ・文化活動を支援する。	子ども生活福祉部 高齢者介護福祉課
シルバー人材センター等への支援	シルバー事業の健全な発展を図るため、県シルバー人材センター連合及び新設シルバー人材センターへの運営費補助、未設置市町村への設置促進等を実施する。	商工労働部 雇用政策課
ひきこもり専門相談窓口の周知	2020年度は、ひきこもり専門支援センターの通信を1000部発行し、県内市町村、教育委員会、保健所福祉事務所に配付。2021年度は、ホームページにて、通信を公開している。	保健医療部 地域保健課

多様な体験・交流活動の場の充実		
施策名	概要	部局名・課名
御万人すりていグリーン・グリーン・グレイシャス(GGG)運動	「地域の子は地域で守り育てる」気運の醸成を目的とした御万人すりていグリーン・グリーン・グレイシャス(GGG)運動を実施する。	教育庁 生涯学習振興課
「子ども読書の日」記念事業、「文字・活字文化の日」記念事業	読書講演会や読み聞かせ会などを開催したり、特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、団体及び個人の表彰を行うなど年2つのフォーラムを開催し、県民の読書活動への理解や関心の高揚を図る。	教育庁 県立図書館
沖縄の自然・歴史・文化・芸術と結びついた体験学習	体験ワークショップ、フィールドワーク等を通じた学びの場の提供	文化観光スポーツ部 文化振興課



健康づくり、スポーツ活動の推進		
施策名	概要	部局名・課名
健康増進事業等推進事業	市町村が実施する健康増進事業（健康教育、健康相談、肝炎ウイルス検診、健康診査及び保健指導など）に対し補助金を交付する。	保健医療部 健康長寿課
生活習慣病予防対策事業	ウォーキング等の身体活動を促進する環境を整備するとともに、オンラインを活用した健康情報を発信するほか、職場における健康経営の推進や食生活環境の改善を支援する。	保健医療部 健康長寿課
糖尿病予防戦略事業	糖尿病の発症を予防するために生活習慣を改善し、適切な食生活や適度な運動習慣等の実践に結びつくよう環境整備を行う。	保健医療部 健康長寿課
職場の健康力アップ促進事業	県内事業所における健康づくりを推進するための訪問等による実践支援を行う。	保健医療部 健康長寿課
食育の推進	研修会等の実施や食育推進モデル校の指定に加え、栄養教諭等を中核に家庭や関係団体と連携・協働した食育の推進を図る。	教育庁 保健体育課
健康教育の研修	養護教諭の資質向上に向けた研修会の実施や歯みがき指導など健康教育の推進に取り組む。	教育庁 保健体育課
県立社会体育施設の計画的な改修・修繕	所管する体育施設の改修・修繕を行い、安全で良好なスポーツ環境の整備・充実を図る	文化観光スポーツ部 スポーツ振興課
県立学校体育施設の有効活用	県立学校開放事業の実施	文化観光スポーツ部 スポーツ振興課
市町村立体育施設の有効活用	市町村に対して市町村立体育施設の開放の働きかけを行う	文化観光スポーツ部 スポーツ振興課
高齢者の体力や健康状態に応じたスポーツ参加の促進	スポーツ・レクリエーションを通じた健康維持や仲間づくり等により参加を促進する	文化観光スポーツ部 スポーツ振興課
SNS、HP等を通じたスポーツ・コンベンションへの県民参加促進	スポーツアイランド沖縄のSNS、HPを活用し、沖縄県内のスポーツイベント等を発信し、県民への周知を図る。	文化観光スポーツ部 スポーツ振興課
県立社会体育施設におけるスポーツ・レクリエーション教室の開催	指定管理者が主催して開催しているスポーツ・レクリエーション教室のサポートを行う	文化観光スポーツ部 スポーツ振興課
薬物乱用防止啓発活動の実施	「不正大麻・けし撲滅運動」、「「ダメ。ゼッタイ。」普及運動」、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」等において、街頭キャンペーン等を行い、募金活動、リーフレットの配布、ポスターの掲示等を実施する。	保健医療部 衛生業務課
薬物乱用防止教育	地域に根付いた薬物乱用防止の普及啓発を推進するため、薬物乱用防止指導員が各地区の小中学校や地域自治会等からの依頼を受けて、講習会（薬物乱用防止教室）を実施する。	保健医療部 衛生業務課
	①小・中・高校において、児童生徒の発達段階に応じ、薬物乱用が心身に及ぼす影響等について教育を実施する。 ②教職員等に対して、薬物乱用が心身に及ぼす影響等についての研修を実施する。	教育庁 保健体育課

文化活動の推進		
施策名	概要	部局名・課名
しまくとぅば講師養成講座の実施	しまくとぅば講師養成講座の実施	文化観光スポーツ部 文化振興課
しまくとぅば出前講座の実施	しまくとぅば講師等の人材活用のコーディネート	文化観光スポーツ部 文化振興課
しまくとぅば検定の実施	しまくとぅば検定の実施	文化観光スポーツ部 文化振興課
地域伝統芸能を集めた公演	県内各地で実施されている伝統芸能、伝統行事を中心とした公演を国立劇場おきなわで行う。	文化観光スポーツ部 文化振興課
地域や島でのシンポジウムや座談会の開催	地域の伝統芸能、行事の重要性を再認識し今後の普及・継承の課題について検討・検証するためのシンポジウムや座談会を開催する。	文化観光スポーツ部 文化振興課
組踊等教育普及啓発事業（児童生徒向け）	組踊・沖縄伝統芸能の実演家による公演及びワークショップを実施する。	教育庁文化財課
国立劇場おきなわ鑑賞層拡大事業	国立劇場おきなわでの自主公演鑑賞団体を対象とした貸切バス費用の助成。	文化観光スポーツ部 文化振興課

沖縄県文化芸術祭の実施	県民の様々な芸術文化活動を奨励するとともに、広く県民に芸術鑑賞の機会を提供することにより、県民文化の向上、発展に寄与することを目的に昭和47年から毎年開催している。	文化観光スポーツ部 文化振興課
文化振興事業	小学校・中学校等において舞台芸術公演を実施し、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を見童生徒に提供する。	教育庁文化財課
県立博物館・美術館「移動博物館」の開催	地域ゆかりの作品・文化財等を出展する離島及び本島遠隔地における移動展の展示計画と実施	文化観光スポーツ部 文化振興課
沖縄県身体障害者福祉展	身体障害者福祉に対する県民の理解と関心を高めるとともに、身体障害者の社会活動への参加促進を目的とする福祉展の実施。	子ども生活福祉部 障害福祉課

### 国際交流・協力の推進

施策名	概要	部局名・課名
ウチナーネットワークの強化推進	沖縄の移民の歴史や世界に広がるウチナーネットワークについて学ぶ出前講座の実施	文化観光スポーツ部 交流推進課
次世代ウチナーネットワーク育成事業	県内青少年と海外県系子弟、県外交流地域の青少年との交流事業やフォローアップ事業、ウチナーネットワークを継承するためのプラットフォーム構築等	文化観光スポーツ部 交流推進課
国内外の県人会との連携	国内外県人会式典等への参加や県人会との情報交換を通じたネットワークの形成	文化観光スポーツ部 交流推進課
「琉球・沖縄の知と心」国際発信事業	1900年以降、海外へ渡航したウチナーンチュの歴史等を適切に保存し、次世代へ継承するため、海外及び県内外で移民資料等郷土資料の収集し、また資料登録、ルーツ調査、企画展示の開催などに取り組みます。	教育庁 県立図書館
国際性に富む人材育成留学事業	21世紀の万国津梁にふさわしい国際性と個性を涵養し、グローバルに活躍できる人材育成を図るため、高校生50名を米国、欧州、アジア、南米諸国へ1年間派遣する。	教育庁 県立学校教育課
グローバルリーダー育成海外短期研修事業	グローバルな視点を持った世界で主体的に活躍できるリーダーを育成する基礎作りを図るため、交流先や目的について焦点化した次の4つの短期海外研修を行う。 ①アメリカ高等教育体験研修 ②中国教育交流研修 ③専門高校生国外研修 ④沖縄県高校生海外雄飛プログラム	教育庁 県立学校教育課
アジア高校生オンライン国際交流事業	多様化・高度化する社会へ対応し、沖縄・日本・アジアの将来を担う国際性豊かな人材の育成を図るため、沖縄県とアジアの高校生が協力的なオンラインでの学びに取り組む国際交流プログラムを実施する。	教育庁 県立学校教育課
多文化共生社会に向けた県民向け取組	多文化共生社会の普及・啓発を図るため、市町村行政担当者や市民を対象としたシンポジウム・ワークショップ等を実施する。	文化観光スポーツ部 交流推進課
国際協力・交流フェスティバルとの連携	JICA沖縄及び関係団体と連携し、フェスティバルへの参加、広報等に協力する。	文化観光スポーツ部 交流推進課
国際交流員による異文化理解促進	事業主体である（一財）自治体国際化協会沖縄県支部と連携を図りながら、県内小・中・高校へ国際交流員を派遣し、異文化の紹介を行う出前授業・出前講座等を行い、国際理解の向上を図る。	文化観光スポーツ部 交流推進課
おきなわ国際協力人材育成事業	開発途上国等の国際協力活動現場等に高校生を派遣するまた、JICA海外協力隊員経験者等を県内中学校・高校に派遣し、出前講座を実施する。	文化観光スポーツ部 交流推進課
日本語弁論大会等の共催、協力等	沖縄県国際交流・人材育成財団が主催する、日本語弁論大会での審査員、広報等に協力する。	文化観光スポーツ部 交流推進課

### ボランティア活動の推進

施策名	概要	部局名・課名
地域ボランティアの養成	沖縄県社会福祉協議会が運営する「沖縄県ボランティア・市民活動支援センター」の運営費を補助し、ボランティア活動の振興を図る。	子ども生活福祉部 福祉政策課
ボランティアコーディネーターの養成	ボランティアコーディネーターの養成や資質向上に向けた研修会等を開催し、ボランティアコーディネーターの養成及び支援に取り組む。	子ども生活福祉部 福祉政策課
環境ボランティアマッチングの促進	地域の環境課題に対するニーズ（各種団体等の要望）とボランティア希望者を本県の環境保全活動拠点である「沖縄県地域環境センター」のウェブサイトにおいてマッチングする。	環境部 環境再生課
地域学校協働活動推進事業	地域ボランティアの参画を得て、学校と協働で教育活動を行う仕組み（地域学校協働本部）をつくり、学習支援をはじめ様々な活動を実施することにより、地域の教育力の向上を図る市町村の取組を支援する。	教育庁 生涯学習振興課

放課後子ども教室推進事業	放課後や週末等に余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域ボランティアの参画を得て、様々な体験活動を実施する市町村の取組を支援する。	教育庁 生涯学習振興課
OCGN（沖縄クリーンコーストネットワーク）における活動	海岸清掃に取り組むボランティア同士の情報共有や効果的な活動のため、海上保安庁等と連携し、webサイトの運営、ポスター等による呼びかけ、ごみ袋・軍手等の配布等を行う。	環境部 環境整備課

**職業に関連した学習活動機会の提供**

施策名	概要	部局名・課名
未来の産業人材育成に向けた取組	県内の中長期的な人材確保や若年者の就業・定着の促進を図るため、小中学生を対象に、早期からの興味関心を育てることを目的として、産業界と連携し職業人講話や職業体験授業等を実施する。	商工労働部 雇用政策課
就業意識向上及び産業理解の促進	大学生等を対象として、職業観の育成と就業意識の向上を図るとともに、県内中小企業で働く魅力を知ることによって就職希望先の選択幅を広げることを目的とした県内中小企業でのインターンシップを実施する。	商工労働部 雇用政策課
労働相談事業	県内の高校生や大学生等に対し、働くうえで必要な社会保障制度や労働基準法など基礎的知識に関するセミナーを実施する。	商工労働部 労働政策課
離職者等再就職訓練事業	就職を希望する離職者等のうち、職業能力の開発を必要とする者に対して、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練の実施等を行う。	商工労働部 労働政策課
私立専修学校職業教育等振興事業	国の「職業実践専門課程」の認定を受けた私立専修学校が職業教育の質の向上を図るため、企業等と連携して実施する教育活動に必要な経常的経費を助成する。	総務部 総務私学課
おきなわ県政出前講座	県が重点的に取り組む事業や県政の課題について説明し、行政への理解を図るとともに、県民の主体的・自主的な取組を支援する。	知事公室 広報課
就農啓発活動支援 （農業体験学習）	小・中・高校生を対象に農業体験学習活動を支援し、農業体験受入体制の整備を図る。	農林水産部 営農支援課
農業安全対策事業		
就農啓発活動支援 （オープンキャンパス）	将来、農業経営者及び農業関係の業務に従事しようとする高校生等を対象に、農業大学校等において農業の実践学習の体験、先進農家の見学等を行い農業への関心と理解を深め、就農及び研修意欲の向上を図る。	農林水産部 営農支援課
青年農業者等活動支援 （農業青年リーダー研修会）		
就農準備に対する支援 （就農サポート講座）	就農を希望している他産業従事者等を中心に、新規就農に関する基礎的な知識及び技術を習得できる講座制研修や農作業の体験研修を実施する。	農林水産部 営農支援課
就農者育成支援 （就農支援講座）		
少年水産教室		
青年漁業者活動育成事業	漁業体験、水産物の料理教室などを実施し、水産業の普及啓発を行う。	農林水産部 水産課
漁業士養成認定事業		
さとうきび増産体制フォローアップ事業	農業従事者の高齢化等による労働力不足に対応するため、農業大学校等において農業機械の専門的知識を有する農業機械士の養成研修を実施し、地域の担い手となる農業機械オペレータを育成する。	農林水産部 糖業農産課
林業教室		
木育出前講座	青少年をはじめとする一般県民に対して林業への理解を促進するとともに林業後継者の育成確保を図る。	農林水産部 森林管理課
産業界、専門高校、高等教育機関、行政が連携した体制整備	・夏季休業期間に高度な知識・技能、専門的な資格を要する職業や大卒者相当レベルの職業（研究機関等）でのインターンシップを実施する。 ・専門高校に学校と地域を繋ぐプラットフォームを構築し、講師招聘やデュアルシステム等、地域の産業界等との連携・協働した実践的な職業教育を推進する。	教育庁 県立学校教育課
就業体験実施による生徒の勤労観・職業観の向上（インターンシップやマナー講座等の支援）	・勤労観・職業観の向上に向け、専門高校を中心とした就業体験の実施に対して、就業体験受入事業所の開拓を委託し、様々な業種から選択できるよう支援する。 ・事前事後学習として、各学校での外部講師を招聘したマナー指導、職業人講話等を支援する。	教育庁 県立学校教育課

職場見学・職場体験の実施	各学校の年間指導計画に、職場見学・職場体験を位置づけ、各教科等との関連を図りながら教科横断的な視点を持ち、計画的に実施する。	教育庁 義務教育課
キャリア教育の充実と就労支援	キャリアパスポート等を活用した早期からのキャリア教育と個別の教育支援計画等を有効に活用した就労支援や関係機関との連携	教育庁 県立学校教育課

## 第2章 学びを高めるつながりづくり

多様な主体との連携・協働		
施策名	概要	部局名・課名
NPO等との協働の取組に係る情報発信	協働に関する講演会、研修会の実施により情報発信を行い、NPO等との協働の取組を推進する。	子ども生活福祉部 消費・くらし安全課
「おきなわSDGsプラットフォーム」の創設による多様な連携と協働の促進	SDGsの達成や地域課題の解決に向けて、県民、地方自治体、企業・団体、教育機関等の多様な主体が参画する「おきなわSDGsプラットフォーム」を創設し、多様な連携と協働の促進を図る。	企画部 企画調整課
連携・協働ネットワークづくりの推進	環境保全活動の輪を広げるため、本県の環境教育に関する総合計画（沖縄県環境教育等推進行動計画）で掲げる各種取組を推進し、進捗管理を行う。	環境部 環境再生課

学校・家庭・地域の連携・協働の推進		
施策名	概要	部局名・課名
放課後や週末等の児童生徒の安全・安心な活動拠点支援	地域住民等の参画を得て、放課後や週末等に児童生徒の学習支援や体験・交流活動を行う市町村の取り組みを支援する。	教育庁 生涯学習振興課
地域学校教育活動の推進	地域学校協働活動推進員の配置により地域住民が主体となった取組を支援	教育庁 生涯学習振興課
コミュニティ・スクール導入推進	市町村教育委員会の要望においてCS導入についての助言等を行ったり、市町村教育委員会主催の研修会等について、文部科学省CSアドバイザーの派遣をコーディネートするなどして導入を推進する。	教育庁 義務教育課

## 第3章 学びを生かした地域づくり

地域を核とした連携による「地域コミュニティづくり」		
施策名	概要	部局名・課名
地域づくり推進費	地域の活性化を図るため、外部人材の登用を支援する「地域おこし協力隊」制度の市町村への導入を支援するとともに、受入市町村及び協力隊員のスキルアップのための研修会等を行うほか、地域づくり団体の相互交流促進や人材育成事業を行う団体を支援する。	企画部 地域・離島課
御万人すりていクリーン・グリーン・グレイシヤス(CGG)運動	自分の住んでいる地域を清掃し、健全な環境づくりを目指す「クリーン活動」と、地域の行事に地域全体で取り組み、子どもと大人が触れ合う「御万人のふれあい活動」を展開することで、「地域の子は地域で守り育てる」との気運を高め、青少年の健全育成に資する全県的な運動を展開する。	教育庁 生涯学習振興課
地域づくりの担い手となる人材育成事業	沖縄県社会教育関係団体等連絡会を構成する社会教育関係団体14団体が行う社会教育事業に対して補助金を交付することにより、社会教育に求められている地域の担い手となる人材育成の推進を図る。	教育庁 生涯学習振興課
自治公民館、自治会等を活動の拠点とした「地域コミュニティづくり」の推進	一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業の一環として実施するコミュニティ助成事業の「一般コミュニティ助成事業」及び「コミュニティセンター助成事業」等を通じて自治会への支援を行う。	企画部 地域・離島課

学びの成果を生かす取組の推進		
施策名	概要	部局名・課名
おきなわ県民カレッジ奨励賞の授与	学習の記録「学びのパスポート」を発行し、受講時間1時間につき1単位取得（100単位毎、500単位が上限）に応じ、希望する者に奨励賞の授与をおこなっている。	教育庁 生涯学習振興課
まなびネットおきなわを活用した情報提供	生涯学習情報提供システム「まなびネット」へ講座等の案内を掲載し、学習者の必要とする生涯学習情報を適時適切に提供している。	教育庁 生涯学習振興課

人と自然が共生するまちづくり		
施策名	概要	部局名・課名
生物多様性地域戦略事業	ホームページ上での生きものいっせい調査結果等の掲載、リーフレットの配布等により、普及啓発を実施する。また、「生物多様性おきなわ戦略」を改定し、同戦略に基づく生物多様性の保全に係る取組の普及啓発を行う。	環境部 自然保護課
県民参加外来種防除イベントの実施	グリーンアノールや外来植物である「ツルヒヨドリ」及び「アメリカハマグルマ」について、ボランティアによる防除イベントを行う。	環境部 自然保護課
出前講座等による環境保全活動の促進	本県の環境保全活動拠点である「沖縄県地域環境センター」において、県民の環境保全意識の向上を図るための環境情報の発信や各種環境保全啓発活動を実施する。	環境部 環境再生課
ちゅら島環境美化促進事業	ちゅら島環境美化条例に基づき、県民、事業者、行政が一体となって環境美化を推進するため、年に2回全県一斉清掃を実施する。また、7月はちゅら島環境美化促進月間であり、環境美化の重要性を伝えるため、各種広報や新聞広告への掲載、パネル展を実施する。	環境部 環境整備課
県民や観光客への生物多様性の保全やマナー・ルールの啓発	普及啓発イベント、公共交通機関への広告掲出、世界自然遺産登録1周年パンフレット制作、地元広報誌の活用等による普及啓発活動の実施。	環境部 自然保護課
児童生徒への啓発	やんばる3村および西表島の小中学生全員を対象とした、図画コンクールの開催、及び環境教育を実施する。	環境部 自然保護課
地下水利用に係る水循環基本法の理念について市町村、県民等への普及啓発	地下水利用に係る水循環基本法の理念について市町村、県民等に対し、県ホームページでの理解促進を図ると共に、リーフレット等を配布し普及啓発を図る。	企画部 地域・離島課
サンゴ礁保全活動プログラムの周知	令和5年度以降に必要な調査等を実施し、サンゴ移植、観光レジャー、環境教育等のサンゴ礁保全活動プログラムを作成し、当該プログラムを公開することで普及啓発を図る予定。	環境部 自然保護課
海洋に関するイベントの開催	「海の日」等の機会を通じた、海洋に関するイベントの開催。（中城湾港、平良港、石垣港、那覇港）	土木建築部 港湾課
水産業の振興のための普及活動等の実施	地域との交流イベント、試験研究施設の見学・視察対応、関係団体との共催による交流大会等の開催	農林水産部 水産課

歴史・文化を生かしたまちづくり		
施策名	概要	部局名・課名
琉球歴史文化の日周知啓発事業	県民が歴史文化に理解を深めるための歴史・文化関連事業及び催物の開催を推進	文化観光スポーツ部 文化振興課
文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップに関する取組	沖縄特有の文化資源を活用した体験プログラムの構築・実施	文化観光スポーツ部 文化振興課
琉球料理人伝承人派遣事業（出前講座の実施）	沖縄の伝統的な食文化の普及継承のための琉球料理伝承人による出前講座の実施	文化観光スポーツ部 文化振興課
沖縄らしい風景づくり支援事業	沖縄らしい風景づくりや景観形成に向けて、風景・まちなみの再生を先導し専門的な知識を有する人材の育成に取り組む。	土木建築部 都市計画・モノレール課

福祉と安全なまちづくり		
施策名	概要	部局名・課名
高齢者権利擁護総合推進事業	認知症に関する理解促進及び成年後見制度の利用促進を図る。	子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課
福祉のまちづくり推進体制事業	障害のある人もない人もくらしやすい社会づくりに資する取組を行っている、個人、団体、企業の表彰を実施	子ども生活福祉部 障害福祉課
障害者理解促進事業	障害者差別等に関する市町村相談員研修や、事業者等を対象とした障害理解促進講座を実施	子ども生活福祉部 障害福祉課
地域防災リーダー育成・普及啓発事業	自主防災組織の結成率向上のため、自主防災組織あるいは自主防災組織結成の意志がある自治会等のリーダーに対し、研修会や講演会を実施して防災知識の普及啓発、地域全体の防災意識の高揚を図る。	知事公室 防災危機管理課
安全なまちづくり推進事業	防犯ボランティア団体に対する防犯グッズの配布	警察本部 生活安全企画課



交通安全対策・飲酒運転根絶対策事業	「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づき、各季の交通安全運動における広報啓発や飲酒運転防止に向けて、県民一体となった各種対策に取り組む。	警察本部 交通企画課 消費・くらし安全課
消費者行政活性化事業	「考えて行動できる『うちなー消費者』」の育成を目指し、各ライフステージに応じた消費者教育が行えるよう、県内の学校や地域において講座等を実施する。	子ども生活福祉部 消費・くらし安全課
都市公園バリアフリー化支援事業	バリアフリーに対応した都市公園の整備推進	土木建築部 都市公園課

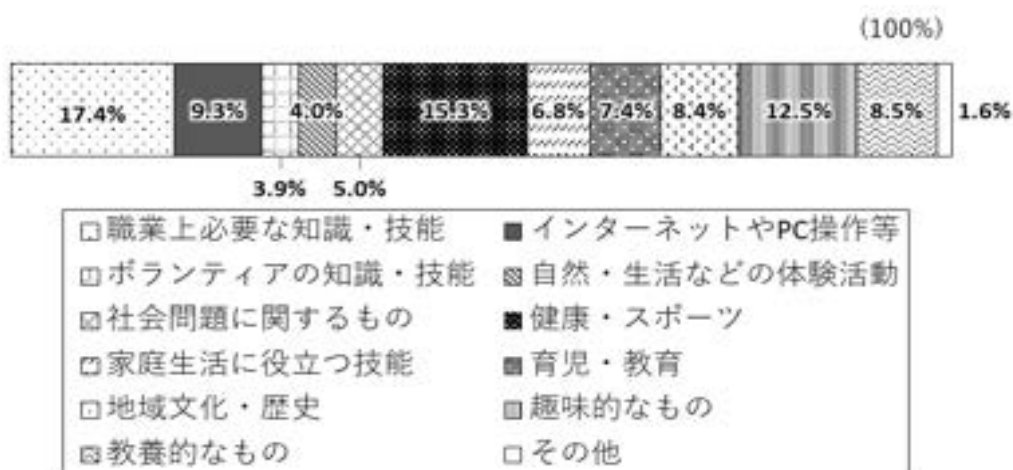
#### 男女共同参画の推進

施策名	概要	部局名・課名
男女共同参画を促進するための意識啓発及び人材育成	男女共同参画促進に係る意識啓発及び人材育成のための講座等の実施	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課
「女性人材育成事業（ていりる塾）」の実施	女性のスキルアップやネットワーク構築を図るための「ていりる塾」の実施	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課
男性向け講座等の実施	男女共同参画や、男性の育児休業取得の促進等に関する啓発講座等の実施	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課
働く女性の応援事業「仕事よろず相談」	女性の仕事に対する不安・悩みの改善・解消を図るため、沖縄県女性就業・労働相談センターにおいて、キャリアカウンセラーによる仕事よろず相談を実施する。	商工労働部 労働政策課
働く女性の応援事業「キャリアアップ・スキルアップセミナー」	女性のキャリア形成につなげることができる環境づくりを支援するため、女性の職業生活における活躍推進に資するセミナーを実施する。	商工労働部 労働政策課
労働相談事業（男女雇用機会均等に係るセミナーの実施）	性別を理由とする賃金格差、ハラスメント及び高い非正規率など、男性と比べて不利益を受けやすい立場にある女性労働者の改善を図るため、男女雇用機会均等に係るセミナーを実施する。	商工労働部 労働政策課

県民の意識調査（沖縄県教育委員会「生涯学習に関する県民意識調査報告書R2」より）

(ア) 学習内容

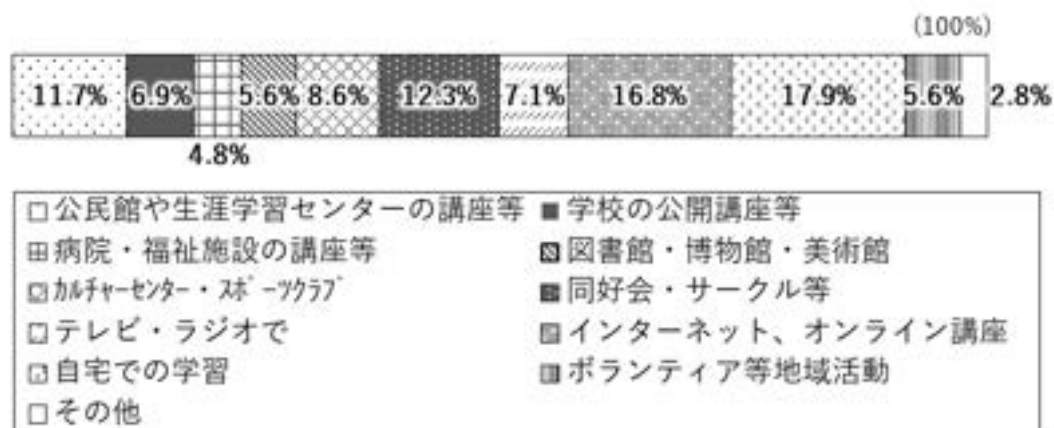
1年間継続して学習活動を行なった分野としては、「職業上必要な知識・技能（仕事の関係のある知識の習得や資格の取得など）」（17.4%）の割合が最も高く、次いで「健康・スポーツ（健康法、医学、栄養、ジョギング、水泳など）」（15.3%）、「趣味的なもの（音楽、美術、華道、舞踊、書道、レクリエーション活動）」（12.5%）となっている。



(イ) 学習場所ならびに学習形態

過去一年間に学習活動のために利用した施設ならびに学習形態として、「自宅での学習（書籍など）」（17.9%）、「インターネット、オンライン講座、情報端末」（16.8%）、「同好会、サークル、自主的に行なっている集まり等での活動」（12.3%）が上位に入っている。

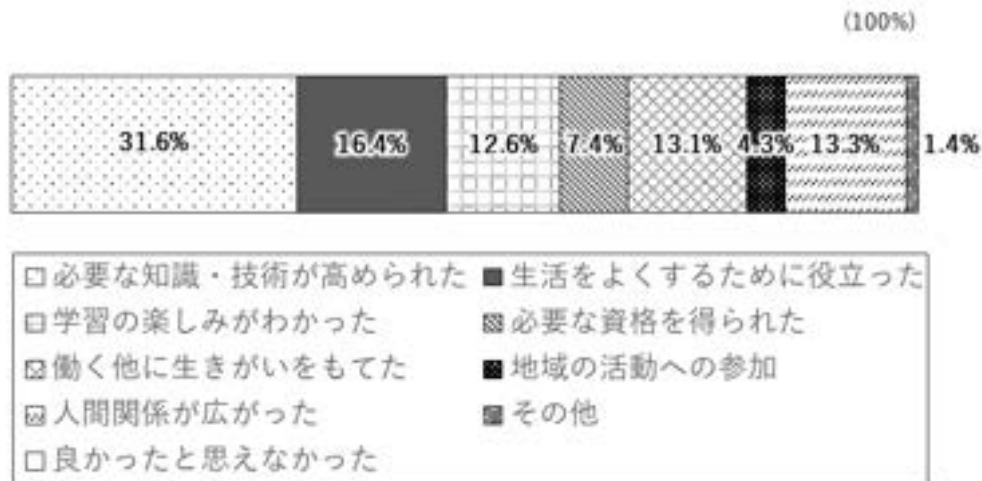
本年度の調査結果は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあることから、施設を利用した学習活用よりも、「自宅での学習（書籍など）」や「インターネット、オンライン講座、情報端末」が上位2項目になっていることから、前回よりも施設を利用しない活動が増えていることがうかがえる。





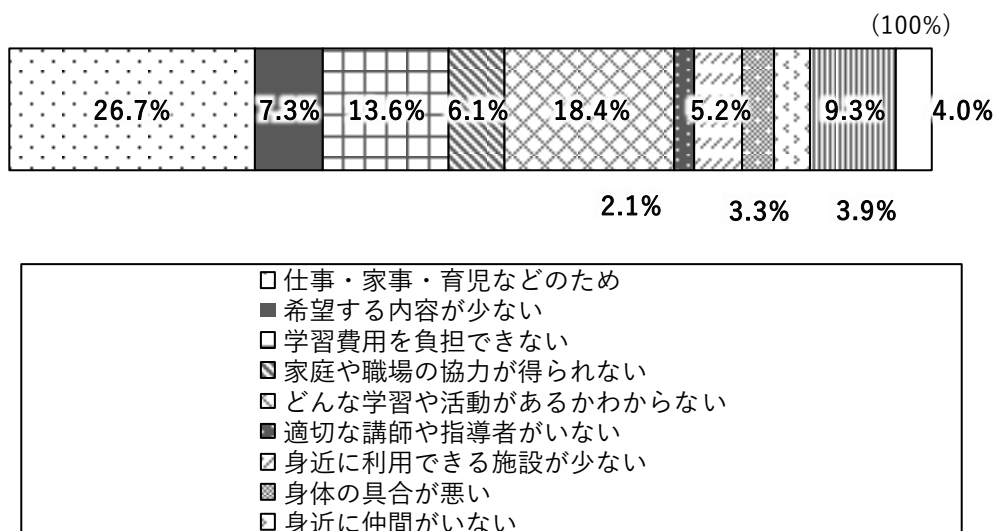
(ウ) 生涯学習をして役に立ったこと

生涯学習をしてよかった理由、よかったと思えなかった有無の質問に対して、「必要な知識・技術が高められた」と答えた人が、(31.6%)で最も高く、次いで「生活をよくするために役立った」(16.4%)、「新しい友達をえて人間関係が広がった」(13.3%)、「働くほかに生きがいをもてた」(13.1%)となっている。



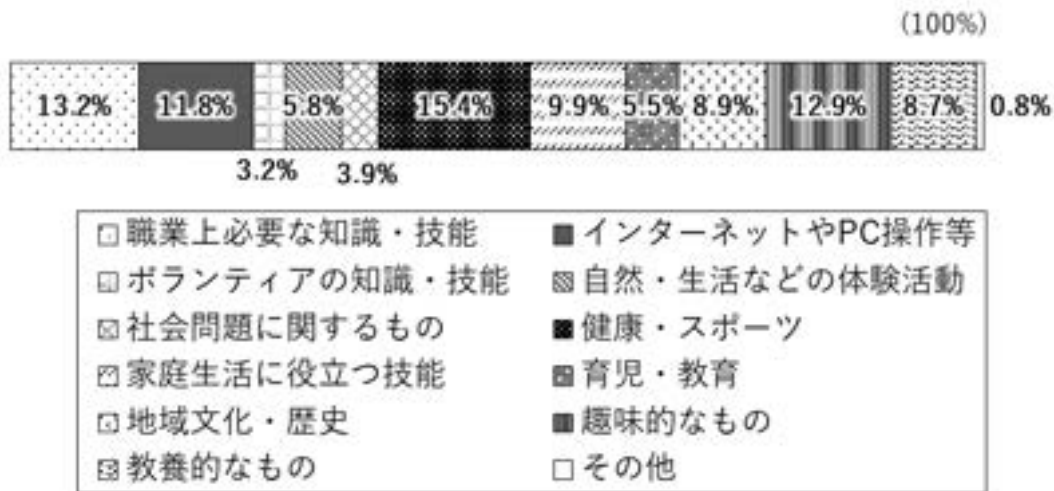
(エ) 学習や活動ができない理由

学習や活動に参加できない理由として、「仕事・家事・育児などのため、時間が取れない」(26.7%)と最も多く、以下「どんな学習や活動があるのかわからない」(18.4%)、「学習費用を負担できない」(13.6%)、「学習や活動をする必要を感じない」(9.3%)、となっていオ)これから学習や活動したいこと



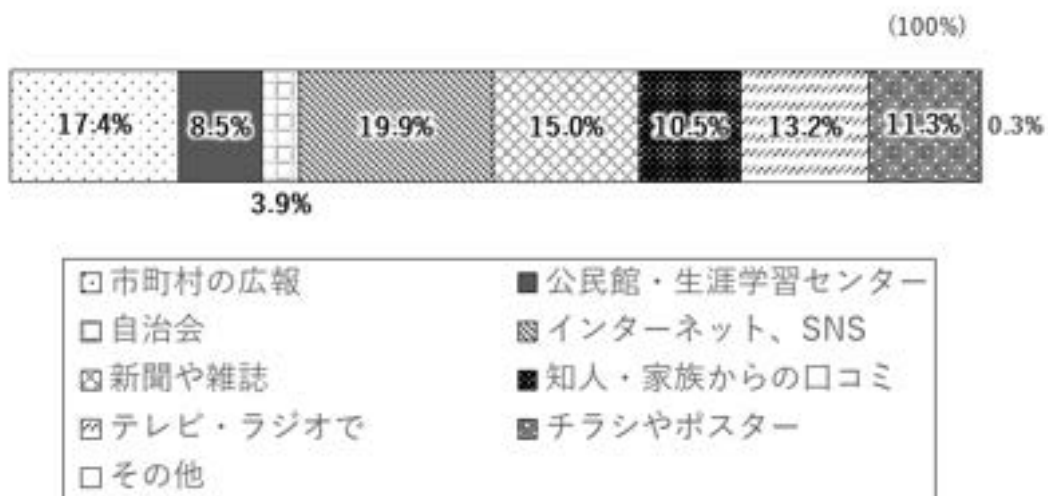
(オ) これから学習や活動したいこと

将来における生涯学習の活動内について、「健康・スポーツ（健康法、医学、栄養、ジョギング、水泳など）」（15.4%）と最も高く、以下「職業上必要な知識・技能（仕事に関係のある知識の習得や資格の取得など）」（13.2%）、「趣味的なもの（音楽、美術、華道、舞踊、書道、レクリエーション活動など）」（12.9%）、「インターネットやプログラミング、パソコン・スマートフォン操作に関すること」（11.8%）と続いている。



(カ) 学習や活動に関する情報の入手法

今後の学習や活動に関する情報の提供方法について「インターネット、SNSで」と答えた人が（19.9%）で最も多く、次いで「市町村の広報で」（17.4%）、「新聞や雑誌で」（15.0%）、「テレビ、ラジオで」（13.2%）となっている。



(キ) リカレント教育について

(1) リカレント教育を受けたいかの有無

リカレント教育とは、義務教育や高校・専門学校・大学などで教育を修め、現在社会人として働きながら、または、過去に働いた経験のある人が、現在の仕事のキャリアアップや再就職のために大学や短期大学で学び直すことをいう。

本年度調査から、リカレント教育への意欲を示す県民を把握するため、新たに作成した設問である。

調査の結果、「今後、学習したいと思う」(38.5%)と最も高く、次いで、「今後も学習したいとは思わない」(37.5%)、「学習したことがある(現在学んでいる)」(14.8%)、「社会人となった経験がない」(5.3%)、「その他」(3.9%)となっている。

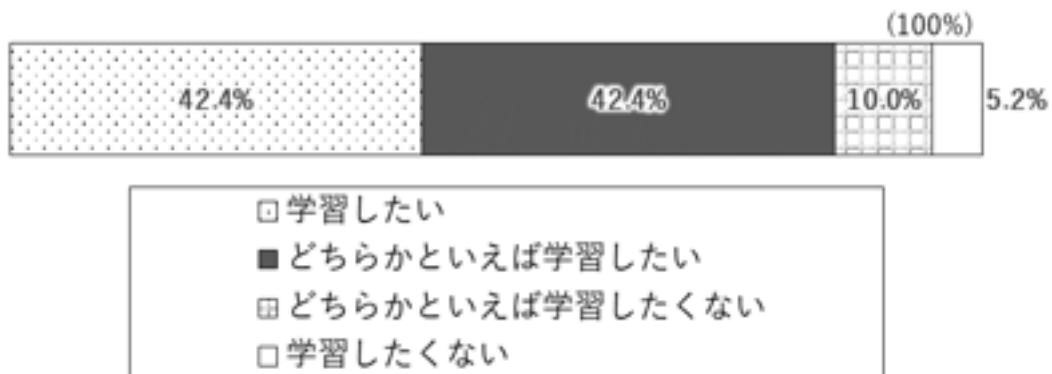
(2) リカレント教育を受けたい理由

リカレント教育を受けたい理由として、「教養を深めるため」(23.5%)、次いで「資格を取得したいため」(16.1%)、「職業において必要性を感じていたため」(15.0%)、「就職や転職のために必要性を感じていたため」(11.6%)となっている。

(ク) 今後、生涯学習をしたいと思うか

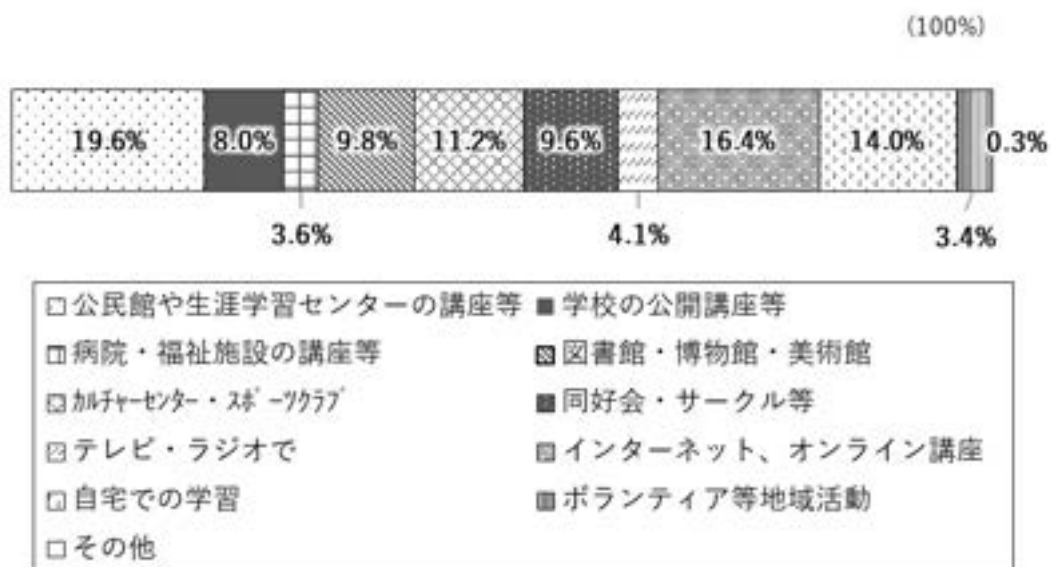
本年度調査で、今後の生涯学習への参加について、質問したところ、「学習をしたい」(42.4%)、同じく「どちらかといえば学習したい」(42.4%)と、約8割の回答者が、今後 の生涯学習への参加意欲を示している。

また、「どちらかといえば学習したくない」(10.0%)、次いで「学習したくない」(5.2%)と全体の2割弱の回答者が今後の生涯学習への参加に対し、消極的であることが示されている。



(ケ) 今後学習や活動をするとするれば、どのような場所や形態で学習したいと考えるか

今後の学習方法として、「公民館や生涯学習センターなど公的な機関における講座等」が（19.6%）と最も高く、次いで「インターネット、オンライン講座、情報端末」（16.4%）、「自宅での学習（書籍など）」（14.0%）、「カルチャーセンターやスポーツクラブ」（11.2%）、「図書館、博物館、美術館」（9.8%）と続いている。



## 令和3年度 沖縄県生涯学習推進体制状況 (令和4年2月調査)

地区	市町村名	(1)主管課の設置			(2)生涯学習推進組織等(推進本部等)の有無	(3)答申・建議・提言等の有無	(4)生涯学習振興計画等の有無	(5)生涯学習中心的施設等の有無
		教育委員会のみ	市長部局のみ	両方に設置				
国頭地区	1 国頭村	○		○	国頭村学校改革推進委員会		第4次国頭村総合計画(H24年度 H30年度一部改正) ※令和4年度4月より、第5次国頭村総合計画が適用	国頭村民ふれあいセンター
	2 大宜味村	○					大宜味村第5次総合計画(基本構想H28～R7、後期基本計画R3～R7)	大宜味村農村環境改善センター
	3 東村	○		○	東村学校SD委員会		第5次東村総合計画	中央公民館・森と水の生活博物館
	4 今帰仁村	○					今帰仁村第4次総合計画後期(H28～33年度)	今帰仁村中央公民館
	5 本部町	○					本部町第4次総合計画	各地区公民館、町立博物館、体育館、もとぶ文化交流センター
	6 名護市			○		「社会教育団体への支援方針について」～名護市婦人会を中心に～(建議) H24、～名護市子ども会への支援～(提案) H26、「名護市子ども会育成連絡協議会の今後の方向性について」～聞き取り調査のまとめ～(指導・助言) H29	第3次名護市教育振興基本計画(R2～R6年)	名護中央公民館、名護中央図書館、名護博物館、名護市民会館、名護市21世紀の森体育館、北部生涯学習推進センター
	7 宜野座村	○		○	宜野座村学力向上推進委員会		第5次宜野座村総合計画(平成28年度～32年度)	宜野座村中央公民館、文化センター、博物館
	8 金武町	○		○	金武町学力向上推進委員会		第5次金武町総合計画(H28年～32年)	各地区公民館、町立中央公民館、教育文化センター、町立図書館
	9 伊江村	○		○	伊江村学力向上推進委員会		伊江村第5次総合計画(R3～R12)	伊江村中央公民館、伊江村農村環境改善センター
	10 伊平屋村	○		○	伊平屋村学力向上推進委員会		第4次総合計画(H24～H33)	伊平屋村離島振興総合センター
	11 伊是名村	○		○	学力向上推進委員会		伊是名村総合計画(H24～H33)	伊是名村産業支援センター
中頭地区	12 恩納村	○					平成30年度恩納村の教育、恩納村第5次総合計画(H29)、子どもの読書活動推進計画(H28)	恩納村コミュニティセンター、恩納村博物館、恩納村ふれあい体験学習センター、恩納村文化情報センター
	13 うるま市	○		○	うるま市まちづくり生涯学習推進本部	うるま市まちづくり生涯学習推進基本計画について(答申) H23	うるま市まちづくり生涯学習推進基本計画(平成24年度)	生涯学習文化振興センターゆらてく
	14 読谷村	○				読谷村社会教育関係団体の現状と課題について(提言) H20	読谷村ゆたさむらビジョン	読谷村文化センター(鳳ホール・ふれあい交流館)、読谷村立図書館
	15 嘉手納町	○					第5次嘉手納町総合計画	嘉手納町中央公民館、かてな文化センター、嘉手納町立図書館
	16 沖縄市	○		○	沖縄市生涯学習のまちづくり推進本部	沖縄市における生涯学習について生涯学習推進の基本的方策(答申) H3	沖縄市生涯学習のまちづくり推進計画(H24年度)	自治公民館、中央公民館、博物館、図書館、青少年センター、市立総合運動場
	17 北谷町	○				社会教育関係団体について(提言) H31	第5次北谷町総合計画	ちやたんニライセンター、町立図書館、各地区公民館
	18 宜野湾市	○		○	宜野湾市生涯学習のまちづくり推進本部	「宜野湾市生涯学習のまちづくり推進計画策定について」(建議) H19	第二次宜野湾市教育振興基本計画(R3年3月策定)	市立中央公民館、市立図書館、市立博物館、市立体育館、市民会館
	19 北中城村	○				北中城村立体育館建設について(答申) H25	北中城村第4次総合計画(H27～)	北中城村立中央公民館、あやかりの杜
	20 中城村	○					中城村第四次総合計画(H24)	吉の浦会館、中城村民体育館、吉の浦運動公園、護佐丸歴史資料図書館、クラブハウス

(6)の教育無の日	①名称 ②時期 ③制定根拠条例等	(7)フェスティバル・発表会等の有無	合 計		(8)生涯学習推進計画(国・都府県)等の有無	(9)社会教育委員の会議の有無	(10)全国生涯学習推進協議会への加盟
○	①国頭村教育の日 ②12月第1木曜日 ③国頭村教育の日を定める要綱	国頭村文化協会舞台発表会(11月)、三線の日イベント(3月) ※コロナの為舞台発表は中止、三振の日イベントは検討中	4	57%		○ 社会教育委員会	
○	①大宜味村教育の日 ②2月第1日曜日 ③大宜味村教育の日を定める要綱	おおきみ展(10月)、しまんちゅ芸能の夕べ(※コロナの影響によりR3中止)	5	71%		○ 社会教育委員会	
○	①東村教育の日 ②12月1日 ③教育の日を定める要綱	文化舞台発表会(中止)、子ども大会(2月)	6	86%		○ 社会教育委員会	
		今帰仁村まつり(新型コロナウイルス感染症の影響により中止)	3	43%		○ 社会教育委員の会議	
		もとぶ展(12月)、本部町文化祭(3月)	4	57%		○ 社会教育委員会	
○	①名護教育の日 ②1月第3日曜日 1月名護市教育月間 ③名護市教育の日を定める要綱(H23年9月28日)	名護市少年の主張大会(7月)、婦人研修会(7月)、やんばる展(11月)、名護市民音楽祭(11月)、名護市社会教育シンポジウム(11月)、子ども1万人の個展(2月)、中央公民館サークル発表会(展示2月～令和4年5月) ※コロナ禍で一部事業は中止	6	86%		○ 社会教育委員会	
○	①宜野座村教育の日 ②11月1日 ③宜野座村教育の日を定める要綱	こども読書フェスティバル(5月)、宜野座村まつり(10月)	5	71%		○ 社会教育委員会	
○	①金武町教育の日 ②11月1日 ③金武町教育の日を定める要綱(H24年9月6日)	「青少年の深夜はいかい防止」及び「未成年者の飲酒防止」金武町民大会(代替で深夜はいかい防止等に係るDVDを作成し小中での授業で鑑賞)(7月)、「青少年深夜はいかい防止」等に関する作文・ポスター金武町大会、金武町読書フェスティバル(11月)、クリスマス・リトルコンサート(12月)、中央公民館まつり(12月)ヌチグスイ・まーさむんフェア(12月)、ワンワンワンダーランド☆たんけんひろば(12月)	6	86%		○ 社会教育委員会	
○	①伊江村教育の日 ②1月第4日曜日 ③伊江村教育の日を定める規則	イーゾマチューバンジャまつり・伊江村文化祭(12月)、子ども会発表会(1月)、さんしんの日イベント(3月)	6	86%		○ 社会教育委員会	
○	①伊平屋村教育の日 ②12月第一金曜日・土曜日 ③制定規則	島発ち発表会(12月2週目)	6	86%			
○	①伊是名村教育の日 ②12月12日 ③制定根拠なし	生涯学習発表会	6	86%		○ 社会教育委員会	
○	①恩納村教育の日 ②1月28日 ③恩納村教育の日を定める要綱	恩納村生涯学習講座等成果発表会(2月下旬～3月上旬)	5	71%		○ 社会教育委員会	
○	①うるま市教育の日 ②2月第1土曜日 ③うるま市教育の日を定める規則	生涯学習フェスティバル(2月第1土・日)	7	100%		○ 社会教育委員会	
○	①読谷村の教育の日 ②2月第1日曜日までの期間 ③読谷村の教育の日を定める要綱	まなびフェスタ読谷(毎年度2月の第一土日) ※令和2年度のみ文化センター改修工事により、令和2年12月に実施済み	6	86%		○ 社会教育委員会	
○	①嘉手納町教育の日 ②11月1日 ③嘉手納町教育の日を定める規則	町民スポーツレクリエーション大会(隔年実施事業) 町民新春マラソン大会、中央公民館まつり	5	71%		○ 社会教育委員会	
○	①沖縄市教育の日 ②沖縄市教育委員会表彰を行う日 ③「沖縄市教育の日」を定める要綱(H25.11.1)	沖縄市生涯学習フェスティバル(12月) ※新型コロナウイルス感染症対策の為中止 沖縄市立中央公民館展示発表会(1月) 沖縄市青年フォーラム(3月)	7	100%		○ 社会教育委員会	
○	①北谷町教育の日 ②2月第1土曜日 ③北谷町教育の日を定める要綱	北谷町生涯学習まつり(1月～2月) ※新型コロナの影響により中止	6	86%		○ 社会教育委員会	
○	①ぎのわん教育の日 ②11月 ③ぎのわん教育の日を定める要綱	LIVE GINOWAN 2021(コロナ感染症のため配信のみ) 宜野湾市文化祭(10月)	7	100%		○ 社会教育委員会	
○	①北中城教育の日 ②2月10日 ③北中城村教育の日を定める要綱(H27.12.1)	生涯学習フェスティバル(1月)	6	86%		○ 社会教育委員会	
○	①中城村教育の日 ②2月第1土曜日 ③中城村教育の日を定める規則	青少年の深夜はいかい防止村民大会(7月)、村少年の主張大会(7月)、中城村文化まつり(3年毎、11月)、童話発表会、青年まつり	5	71%		○ 社会教育委員会	

地区	市町村名	(1)主管理の設置			(2)生涯学習推進組織等(推進本部等)の有無	(3)答申・建議・提言等の有無	(4)生涯学習振興計画等の有無	(5)生涯学習中心的施設等の有無
		教育委員会のみ	市の関係機関との連携	市町村に設置				
	21 西原町	○				1.高齢者の経験を活かす地域づくりを目指す高齢者ボランティアの育成。2.町立図書館及び学校図書館における図書館司書の充実及び適正配置(提言)H27	西原町まちづくり基本条例 西原町実行計画(R2~R5)	西原町中央公民館、西原町立図書館、西原町民体育館
那覇地区	22 浦添市	○	○	○	浦添市まちづくり生涯学習推進本部、浦添市まちづくり生涯学習推進協議会	「まちづくり協働」の充実にむけたwithコロナ時代の取り組みについて(R3年度答申)	第四次浦添市まちづくり生涯学習推進基本計画(2018年度~2022年度)	浦添市てだこホール 生涯学習棟 浦添市中央公民館・分館、浦添市立図書館、浦添市美術館、市民協働・男女共同参画ハートセンター
	23 那覇市	○		○	那覇市生涯学習推進本部、那覇市生涯学習推進協議会	那覇市生涯学習推進計画について(答申)H24、第2次那覇市生涯学習推進計画(答申)H29	第2次那覇市生涯学習推進計画(H30~H34) H29年3月策定	那覇市中央公民館(他地区館6館) 中央図書館(他6館)、焼物博物館、歴史博物館、森の家みんな人材育成支援センターまーいまいーいN a h a
	24 久米島町	○					第2次久米島町総合計画 後期基本計画(R3~R7)	久米島町具志川農村環境改善センター
	25 南大東村	○					教育委員会の推進要項において計画策定(H22) 第4次南大東村総合整備計画(H23)	南大東村立ふるさと文化センター 南大東村ビジターセンター(島まるごと館)
	26 北大東村	○					北大東村総合計画2012~2021 北大東総合戦略	人材交流センター、保健福祉センター
	27 豊見城市	○					第5次豊見城市総合計画(R3年度~)	豊見城市立中央公民館
島尻地区	28 糸満市	○		○	糸満市生涯学習推進本部	糸満市社会教育功労被表彰者決定に係る諮問に対する答申(毎年度)	第5次糸満市総合計画前期基本計画(R3~R7)	糸満市生涯学習支援センター、糸満市立中央図書館
	29 八重瀬町	○					第2次八重瀬町総合計画【前期基本計画】(平成31年3月)	八重瀬町中央公民館、図書室(中央公民館2階)、具志頭歴史民俗資料館、具志頭農村改善センター
	30 南城市	○				「南城市における幼児・児童・生徒のテレビ視聴の実態と問題点」の(答申)H24	第2次南城市総合計画(平成30年3月)	南城市中央公民館、南城市大里農村環境改善センター、南城市立図書館・分館(4館)
	31 与那原町	○		○	社会教育委員会	与那原町観光交流施設運営に関する提言(H26)	第5次与那原町総合計画【前期基本計画】(H31.4~R5.3)	与那原町コミュニティセンター、町立図書館
	32 南風原町	○					南風原町第五次総合計画(H29~H38)	町立中央公民館、町立文化センター、町立図書館
	33 渡嘉敷村	○					渡嘉敷村第4次総合計画(H25)	渡嘉敷村中央公民館
	34 座間味村	○					座間味村第四次総合計画(生涯学習の推進)(H24年)	各区の公民館、座間味村歴史文化・健康づくりセンター、阿嘉離島振興総合センター
	35 栗国村	○					第3次栗国村総合計画(後期基本計画) みんなで誇りと愛着の持てる人間力を育む~教育文化~	栗国村中央公民館
	36 渡名喜村	○		○	渡名喜村学力向上推進協議会	教育大綱	渡名喜村教育施策	渡名喜村多目的活動施設
	37 宮古島市	○				宮古島市教育ビジョンについて(答申)H29	宮古島市の教育(毎年)第二次宮古島市教育ビジョン(H29~H33)	宮古島市未来創造センター、各地区公民館
八重山地区	38 多良間村	○		○	社会教育委員会・公民館審議委員会 図書館協議会委員会・ふるさと民俗学習館運営審議委員会、文化財保護委員会	多良間村教育大綱(答申)H30	多良間村教育振興基本計画(H23年度~27年度) 多良間村教育大綱(H27年度~29年度)	多良間村コミュニティ施設、村立図書館、ふるさと民俗学習館
	39 石垣市	○					第4次石垣市総合計画(H24~)	市立文化会館、市立平得公民館、市立図書館、市立博物館
	40 竹富町	○			社会教育委員会(推進組織としている)		竹富町総合計画(H22年)	離島振興総合交流センター、各地区の施設を合わせ24箇所
	41 与那国町	○					第4次与那国町総合計画(H23年度)	与那国島歴史文化交流館、ヨナグニサン自然ふれあい広場アヤマビル館、各集落公民館等
合 計	41	100%	15	37%	15	37%	41	100%

※達成率とは : 各項目の合計数(8.9.10は除く) ÷ 総項目数(8.9.10は除く) = 達成率

平成25年度→63% 平成26年度→66% 平成27年度→71% 平成28年度→70% 平成29年度→72%



(6)の教育無の日	①名称 ②時期 ③制定根拠条例等	(7)フェスティバル・発表会等の有無	合計		(8)生涯学習推進委員会等の有無	(9)社会教育委員の会議の有無	(10)全国生涯学習市町村協議会への加盟
○	①西原町教育の日 ②2月第1土曜日 ③「西原町教育の日」を定める規則 (R 2.9.18)	生涯学習フェスティバル (隔年実施、時期未定)	6	86%	○	社会教育委員会	
○	①浦添市教育の日 ②2月第2土曜日 ③「浦添市教育の日」を定める規則 (H 20.2.9施行)	市民協働とまなびのふえす浦添2021 (旧名称「まなびフェスタ浦添」) (11月リポート開催) ※中央公民館まつり (12月予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止) 【中央公民館分館子どもフェスタは、平成28年度から中央公民館まつりに統合】	7	100%	○	社会教育委員の会議	
○	①なは教育の日 ②12月9日 ③なは教育の日を定める要綱 (平成19年5月1日)	なは教育の日式典 (12月) やる気・元気 旗頭フェスタ (10月) ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止。子どもフェスタ in なは (1月) ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止なは教育の日関連行事等 公民館まつり (1月～3月) ※中央公民館のみ実施予定 (2/26.27)、その他の館は中止	7	100%	○	社会教育委員の会議	○
○	①久米島町教育の日 ②1月の第2日曜日 ③久米島町教育の日を定める要綱	久米島町ヤングフェスティバル、久米島町文化まつり	5	71%	○	社会教育委員会	
		図書フェア、移動図書館、夢実現「親の学びあいプログラム」、おもしろ科学	4	57%	○	社会教育委員会	
		伝統文化継承活動、演奏会、成人式、住民向けの講習、スポーツイベントなど通年を通して地域行事を開催している。	4	57%			
		豊見城市生涯学習フェスティバル (2月中旬)	4	57%	○	社会教育委員会	
○	①糸満市教育の日 ②1月10日 ③糸満市教育の日を定める要綱 (H21.9.24)	生涯学習フェスティバル (2月) 中止、少年の主張大会 (7月)、市子連まつり (2月) 中止、絵本のひろば (11月)、文化祭 (12月) など (毎年) ※R3については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部を除き中止。※「少年の主張大会」「絵本のひろば」縮小開催	7	100%	○	社会教育委員会	
○	①八重瀬町教育の日 ②12月の第3土曜日 ③八重瀬町教育の日を定める要綱 (平成23年11月24日)	公民館まつり (3月、新型コロナウイルスの影響により中止)	5	71%	○	社会教育委員会	
○	①南城市教育の日 ②1月の最終日曜日 ③南城市教育の日を定める規則 (平成27年3月25日) ※新型コロナ感染拡大の為、中止	公民館・図書館活動発表会 (2月) (コロナウイルス感染拡大予防の為中止)	6	86%	○	社会教育委員会	
○	①与那原町教育の日 ②2月1日 ③与那原町教育の日を定める規則 (令和2年7月)	生涯学習振興大会、与那原町文化フェスティバル・与那原町公民館まつり (2月・3年毎に実施)、放課後子ども教室発表会、町子連子ども会まつり (2月か3月)、与那原町島くとうば大会 (2月)	7	100%	○	社会教育委員会	
○	①南風原町教育の日 ②12月の第2日曜日 ③南風原町教育の日を定める要綱	少年の主張大会 (7月)、うちなーぐち大会 (7月)、公民館まつり (2月)	5	71%	○	社会教育委員会	
		読書まつり in とかしき (11月)、とかしき村文化祭 (2月)	4	57%	○	社会教育委員連絡会議	
		ざまみ島祭り (8月)、ざまみ島ファン感謝月間 (11月の毎週土曜日)、村成人式 (1月)、海開き (4月末)、サバニレース (6月末)、ヨットレース (7月)、ケラマブルーカップ (5月)	4	57%	○	社会教育委員会	
		むんじゅる節の日記念行事 (6月)、読書まつり (10月)、村主催の敬老会 (9月) ※ (緊急事態宣言発令の為、中止)	4	57%	○	社会教育委員の会議	
		となき祭り & カシキ (7月)、成人式	5	71%	○	社会教育委員会	
○	①宮古島市教育の日 ②2月の第3日曜日 ③宮古島市教育の日を定める要綱	宮古島市生涯学習フェスティバル (11月) 今年度中止	6	86%	○	社会教育委員会	
○	①教育の日 ②12月第1土曜日 ③多良間村教育の日を定める要綱 (H29.4.1)	コミュニティーまつり 12月	7	100%	○	社会教育委員会	
○	①「いしがき教育の日」 ②2月の第1日曜日 ③「いしがき教育の日」設置規則 (H20.8.26) いしがき教育の日宣言文	石垣市生涯学習フェスティバル (2月中止)	5	71%	○	社会教育委員会	
		生涯学習フェスティバル (隔年)、ばいぬ島まつり (4年に1回)、子どもまつり (隔年) 青年サミット (隔年)、婦人連合会研究大会・芸能発表会、民俗芸能発表会、デンサ節大会 (毎年) 島ムニ大会 (毎年)	5	71%	○	社会教育委員会	
		ドゥナンズンカニ大会 (2月) 中止	4	57%	○	社会教育委員会	
30	39		222	77%	0	39	1
73%	95%		0	0%	95%		2%

## 「第四次沖縄県生涯学習推進計画」策定の経緯

令和2年 10月20日(火)	審議会	<b>第1回 沖縄県生涯学習審議会（全体会）</b> ○委嘱状交付、会長・副会長選出、 ○諮問文手交式 ○起草委員会の設置について（起草委員の選出等）
令和2年 11月24日(火)	審議会	<b>第1回 審議会 起草委員会</b> ○委員長の選出 ○審議 ・第7期沖縄県生涯学習審議会提言骨子の方向性について
令和3年 2月16日(火)	審議会	<b>第2回 沖縄県生涯学習審議会（全体会）</b> ○審議 ・項立てについて ・生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題について ・本県の生涯学習推進の方向性について
令和3年 4月27日(火)	審議会	<b>第2回 審議会 起草委員会</b> ○審議 ・生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題について ・本県の生涯学習推進の方向性について ・具体的方策について
令和3年 8月5日(木)	審議会	<b>第3回 沖縄県生涯学習審議会（全体会）</b> ○審議 ・生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題について ・本県の生涯学習推進の方向性について
令和3年 9月13日(月)	審議会	<b>第3回 審議会 起草委員会</b> ○審議 ・具体的方策について ・中間まとめについて
令和3年 10月26日(火)	審議会	<b>第4回 沖縄県生涯学習審議会（全体会）</b> ○審議 ・具体的方策について
令和3年 12月22日(水)	審議会	<b>第4回 審議会 起草委員会</b> ○審議 ・具体的方策について ・中間まとめ一部訂正について
令和4年 2月7日(月)	審議会	<b>第5回 審議会 起草委員会</b> ○審議 ・具体的方策について

令和4年 4月12日(火)	審議会	<b>第6回 審議会 起草委員会</b> ○審議 ・具体的方策について
令和4年 4月26日(火)	審議会	<b>第5回 沖縄県生涯学習審議会 (全体会)</b> ○補欠委員選定について ○審議 ・具体的方策について
令和4年 5月24日(火)	審議会	<b>第7回 審議会 起草委員会</b> ○審議 ・具体的方策について ・第7期生涯学習審議会(答申)(案)について ・審議会(全体会)への報告(案)について
令和4年 6月7日(火)	審議会	<b>第6回 沖縄県生涯学習審議会 (全体会)</b> ○審議 ・具体的方策について ・第7期生涯学習審議会(答申)について ・教育長への手交式について
令和4年 6月7日(火)	審議会	<b>第7期沖縄県生涯学習審議会 手交式</b>
令和4年 7月21日～ 8月5日		<b>各部局へ照会</b> ・第4次 沖縄県生涯学習推進計画(たたき台)について
令和4年 9月29日～ 10月14日	推進本部	<b>第1回 沖縄県生涯学習推進本部 幹事会(書面審査)</b> ○協議 ・第4次 沖縄県生涯学習推進計画(案)について
令和4年 11月2日～ 12月2日		<b>パブリックコメント 実施</b>
令和4年 12月13日～ 12月23日	推進本部	<b>第2回 沖縄県生涯学習推進本部 幹事会(書面審査)</b> ○協議 ・第4次 沖縄県生涯学習推進計画(案)について ・「沖縄県生涯学習推進本部設置規程」の改正について
令和5年 2月6日(月)	推進本部	<b>第1回 沖縄県生涯学習推進本部</b> ○協議 ・第4次 沖縄県生涯学習推進計画(案)について ・「沖縄県生涯学習推進本部設置規程」の改正について

○沖縄県生涯学習審議会条例

沖縄県生涯学習審議会条例

平成4年3月31日  
条例第36号

改正 平成12年12月27日条例第73号

沖縄県生涯学習審議会条例をここに公布する。

沖縄県生涯学習審議会条例

(設置)

第1条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第1項の規定に基づき、沖縄県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

一部改正〔平成12年条例73号〕

(組織)

第2条 審議会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。

3 会長は、審議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 審議会に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育庁において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月27日条例第73号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。（後略）

沖縄県生涯学習推進本部設置規程

平成4年3月30日

訓令第5号

教育委員会訓令第1号

警察本部訓令第5号

最終改正 平成29年7月14日訓令第37号・教育委員会訓令第5号・警察本部訓令第23号

庁内一般

教育庁

警察本部

沖縄県生涯学習推進本部設置規程を次のように定める。

沖縄県生涯学習推進本部設置規程

(設置)

第1条 本県における生涯学習に関する施策を総合的に推進するため、沖縄県生涯学習推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生涯学習に関する施策の推進に関すること。
- (2) 生涯学習に関連する事業の総合調整に関すること。
- (3) 生涯学習の奨励及び普及に関すること。
- (4) その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、教育委員会を担当する副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要と認めたときに招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部を補佐し、推進本部に提示する事項について協議調整する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。
- 4 幹事長は教育指導統括監をもって充て、副幹事長は教育庁生涯学習振興課長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

(実務者会議)

第7条 推進本部に実務者会議を置く。

- 2 実務者会議は、幹事会を補佐し、幹事会に提示する事項について協議調整する。
- 3 実務者会議は、班長及び班員で組織する。
- 4 班長は教育庁生涯学習振興課生涯学習推進監をもって充て、班員は別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 実務者会議は、班長が招集する。
- 6 班長は、必要に応じて実務者会議に部会を置くことができる。
- 7 部員は、別表第3に掲げる者のうちから班長が任命する。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、教育庁生涯学習振興課において処理する。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附則（平成13年11月27日訓令第105号・教育委員会訓令第2号・警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成13年11月27日から施行する。

附則（平成17年3月31日訓令第69号・教育委員会訓令第1号・警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附則（平成19年11月9日訓令第64号・教育委員会訓令第16号・警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成19年11月9日から施行する。

附則（平成23年8月5日訓令第117号・教育委員会訓令第15号・警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成23年8月5日から施行する。

附則（平成24年8月3日訓令第44号・教育委員会訓令第6号・警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成24年8月3日から施行する。

附則（平成26年5月16日訓令第98号・教育委員会訓令第8号・警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成26年5月16日から施行する。

附則（平成27年5月19日訓令第44号・教育委員会訓令第10号・警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成27年5月19日から施行する。

附則（平成28年5月27日訓令第44号・教育委員会訓令第8号・警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成28年5月27日から施行する。

附則（平成29年7月14日訓令第37号・教育委員会訓令第5号・警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成29年7月14日から施行する。

**別表第1（第3条関係）**

知事公室長  
総務部長  
企画部長  
環境部長  
子ども生活福祉部長  
保健医療部長  
農林水産部長  
商工労働部長  
文化観光スポーツ部長  
土木建築部長  
教育長  
警察本部長

**別表第2（第6条関係）**

知事公室広報課長  
総務部総務私学課長  
総務部職員厚生課長  
企画部企画調整課長  
企画部科学技術振興課長  
企画部地域・離島課長  
環境部自然保護課長  
環境部環境再生課長  
子ども生活福祉部高齢者福祉介護課長  
子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課長  
子ども生活福祉部子育て支援課長  
子ども生活福祉部障害福祉課長  
子ども生活福祉部消費・くらし安全課長  
子ども生活福祉部平和援護・男女参画課長  
保健医療部健康長寿課長  
保健医療部衛生薬務課薬務室長  
農林水産部営農支援課長  
農林水産部糖業農産課長  
農林水産部森林管理課長  
農林水産部水産課長  
商工労働部産業政策課長  
商工労働部ものづくり振興課長  
商工労働部中小企業支援課長  
商工労働部雇用政策課長  
文化観光スポーツ部観光振興課長



文化観光スポーツ部文化振興課長  
文化観光スポーツ部スポーツ振興課長  
土木建築部都市計画・モノレール課長  
教育庁総務課長  
教育庁教育支援課長  
教育庁施設課長  
教育庁学校人事課長  
教育庁県立学校教育課長  
教育庁義務教育課学力向上推進室長  
教育庁保健体育課長  
教育庁文化財課長  
警察本部警務部警務課長  
警察本部生活安全部生活安全企画課長  
警察本部交通部交通企画課長

**別表第3**（第7条関係）

知事公室広報課広報広聴班班長  
総務部総務私学課私学・法人班班長  
総務部職員厚生課厚生保健班班長  
企画部企画調整課総務班班長  
企画部科学技術振興課科学振興班班長  
企画部地域・離島課地域振興班班長  
環境部自然保護課自然保護班班長  
環境部環境再生課環境対策班班長  
子ども生活福祉部高齢者福祉介護課在宅福祉班班長  
子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課青少年育成班班長  
子ども生活福祉部子育て支援課子育て班班長  
子ども生活福祉部障害福祉課地域生活支援班班長  
子ども生活福祉部消費・くらし安全課消費生活班班長  
子ども生活福祉部平和援護・男女参画課男女共同参画班班長  
保健医療部健康長寿課健康づくり班班長  
保健医療部衛生薬務課薬務室主幹  
農林水産部営農支援課営農担い手班班長  
農林水産部糖業農産課さとうきび班班長  
農林水産部森林管理課森林企画班班長  
農林水産部水産課水産企画班班長  
商工労働部産業政策課総務班班長  
商工労働部ものづくり振興課工芸・ファッション産業班班長  
商工労働部中小企業支援課支援班班長  
商工労働部雇用政策課雇用企画班班長

文化観光スポーツ部観光振興課受入推進班班長  
文化観光スポーツ部文化振興課文化振興班班長  
文化観光スポーツ部スポーツ振興課スポーツ振興班班長  
土木建築部都市計画・モノレール課公園緑地班班長  
教育庁総務課教育企画室主幹  
教育庁教育支援課学校予算班班長  
教育庁施設課企画財産班班長  
教育庁学校人事課健康管理班班長  
教育庁県立学校教育課高校教育改革班班長  
教育庁義務教育課学力向上推進室主任指導主事  
教育庁保健体育課学校安全・給食班班長  
教育庁文化財課管理班班長  
警察本部警務部警務課課長補佐  
警察本部生活安全部生活安全企画課課長補佐  
警察本部交通部交通企画課課長補佐



## 第四次沖縄県生涯学習推進計画

令和5年3月

発行 沖縄県生涯学習推進本部

事務局 沖縄県教育庁生涯学習振興課  
〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
TEL 098(866)2746  
FAX 098(863)9547  
代表メール [aa317004@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa317004@pref.okinawa.lg.jp)



文部科学省の依頼により、故・石ノ森章太郎氏が無償でデザインした生涯学習のマスコットマークです。生涯学習の「学び」とみつばちの「Bee」を合わせ、「マナビィ」と名付けられました。「学」という漢字に角が3本あるように、学ぶことが大好きな「マナビィ」には触覚が3本あります。だれもが、いつでも、どこでも楽しく学び活動するといった生涯学習のイメージを浸透させることを大きな役割としています。

この計画は、沖縄県教育委員会のホームページよりダウンロードできます。  
<http://www.pref.okinawa.jp/edu/shogaigakushu/shogai/kaigi/kekaku.html>